

# 立川市発達支援計画



～どの子ども地域で安心して過ごしていけるように～

途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指して

平成 29 (2017) 年 3 月

立川市

## 発達支援計画策定にあたって

平成 24 年 12 月 25 日、旧庁舎跡施設を活用した子ども未来センターがオープンしました。立川駅南口のにぎわいづくりの拠点として、また、文化芸術の拠点としての性格も持っていますが、一番重要なのは、子育て支援の拠点としての性格であると考えております。

子ども未来センターを設置し、まんがぱーくや子育てひろばなどとあわせて、子ども家庭総合相談、発達相談、就学相談及び教育相談などの各種相談機能を配置することで、子育ての心配ごとについて安心して相談できる環境となりました。その結果、相談件数は年々増加しておりまして、発達に何らかの課題を抱える子どもの数は大変に多く、また、子育てに悩む保護者も多いという現実を改めて認識したところでもあります。

このため、本市として発達に課題のある子ども達への支援をどのような方向性で行っていくのかを示す計画を策定することといたしました。

本計画の策定にあたりましては、発達支援計画策定検討委員会を立ち上げ検討を進めてまいりましたが、このたび、平成 29 年度から 31 年度までの3か年の計画として取りまとめることができました。関係機関の皆さまのご協力と委員の皆さまのご尽力に大変感謝申し上げます。

本市として初めて策定しました発達支援に関する計画ですので、しっかりと丁寧に計画を進めてまいりますとともに、平成 32 年度以降も、第2次、第3次の発達支援計画を策定しながら、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

「どの子ども地域で安心してすごしていけるように」市民の皆様、子育てに関わるすべての関係機関の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

立川市長 清水 庄平

## 目次

- 第1章 計画の策定にあたって P7

---

  - 1 国や東京都における法制度の動き
  - 2 本市における発達支援の検討経過
  - 3 計画の位置づけ
  - 4 計画の目的
  - 5 計画の期間
  - 6 計画策定の体制
  
- 第2章 本市の状況について P10

---

  - 1 本市の人口推移
  - 2 本市の財政状況
  - 3 本市の子育て施策の状況
  
- 第3章 本市における発達支援の現状と課題 P16

---

  - 1 1歳6カ月児健康診査・3歳児健康診査及び健診フォロー
  - 2 発達相談及び発達支援親子グループ事業
  - 3 ドリーム学園における児童発達支援事業
  - 4 子育てひろば事業
  - 5 保育園と幼稚園
  - 6 学童保育所
  - 7 放課後等デイサービス
  - 8 民間における児童発達支援事業
  - 9 医療機関における相談や療育
  - 10 発達に課題のある子とその保護者の支援
  - 11 障害のある子のきょうだいや家族への支援
  
- 第4章 本市の発達支援における理念と機能 P21

---

  - 1 本市が目指す発達支援システム
  - 2 発達支援のための8つの機能

## ■ 第5章 8つの機能の役割

### ➡ 1 相談機能

P.23

- 1 相談-1 乳幼児健診後の心理相談<1><3情報-3 5家庭-10 6コープ-1
- 1 相談-2 子育てひろばでの相談対応力の向上<2>
- 1 相談-3 5歳児相談<3>
- 1 相談-4 子ども未来センターでの発達相談<4>
- 1 相談-5 就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携<5><3情報-8 5家庭-6
- 1 相談-6 地域による支援につなげる教育相談<6><5家庭-13
- 1 相談-7 市内小児科医療機関へのつなぎ<7><3情報-16 6コープ-3
- 1 相談-8 心理相談及び個別療育枠の確保<8><2成長-7 7健診-5
- 1 相談-9 専門医療機関へのつなぎ<9><3情報-18 6コープ-4
- 1 相談-10 将来の見通しが持てる情報提供<10><2成長-15 5家庭-5

### ➡ 2 成長・療育機能

P.26

- 2 成長-1 発達支援親子グループ事業<11>
- 2 成長-2 ドリーム学園でのグループ事業の実施<12>
- 2 成長-3 発達支援グループの確保<13>
- 2 成長-4 ドリーム学園における児童発達支援事業の検討<14>
- 2 成長-5 ドリーム学園通園児が通う保育園や幼稚園に対する支援の検討<15><4現場-13
- 2 成長-6 重度心身障害児への対応<16>
- 2 成長-7 心理相談及び個別療育枠の確保<8><1相談-8 7健診-5
- 2 成長-8 発達検査枠の確保<17><7健診-6
- 2 成長-9 乳幼児への療育の提供<18>
- 2 成長-10 保育園及び幼稚園への障害児の受入<19><5家庭-8 8理解-4
- 2 成長-11 小・中学生の居場所の確保<20><5家庭-9 8理解-5
- 2 成長-12 子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援<21><3情報-2 5家庭-11
- 2 成長-13 子どもと保護者の愛着形成のための支援<22><5家庭-12 8理解-6
- 2 成長-14ペアレントトレーニングの場<23><5家庭-14
- 2 成長-15 将来の見通しが持てる情報提供<10><1相談-10 5家庭-5

### 3 情報共有機能

P.31

- ③情報-1 母子手帳の活用<24>⑤家庭-1
- ③情報-2 子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援<21>②成長-12 ⑤家庭-11
- ③情報-3 乳幼児健診後の心理相談<1>①相談-1 ⑤家庭-10 ⑥コーナ-1
- ③情報-4 問診票の見直し<25>
- ③情報-5 地区担当保健師と子ども家庭支援センターとの連携<26>⑥コーナ-2
- ③情報-6 保育園での課題や問題の共有、情報の発信<27>④現場-20 ⑥コーナ-9
- ③情報-7 保育所児童保育要録による情報提供<28>
- ③情報-8 就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携<5>①相談-5 ⑤家庭-6
- ③情報-9 就学支援シートによる情報提供<29>
- ③情報-10 子ども未来センター内での連携のあり方の検討<30>
- ③情報-11 サポートファイルの導入に向けた検討<31>⑤家庭-2
- ③情報-12 民間療育機関等の連携と情報共有への支援<32>④現場-18
- ③情報-13 子ども未来センターと小学校や学童保育所等との連携のあり方の検討<33>
- ③情報-14 児童館や学童保育所と就学前に関わっていた機関との情報共有の仕組みの検討<34>
- ③情報-15 児童館や学童保育所と小・中学校との情報共有の場の検討<35>
- ③情報-16 市内小児科医療機関へのつなぎ<7>①相談-7 ⑥コーナ-3
- ③情報-17 市内小児科医・専門医療機関などの関係機関との連携<36>⑤家庭-18
- ③情報-18 専門医療機関へのつなぎ<9>①相談-9 ⑥コーナ-4
- ③情報-19 専門医療機関との情報共有及び連携<37>
- ③情報-20 子どもに関わる機関の間で、お互いの役割や立場の違いの理解<38>
- ③情報-21 要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有<39>④現場-25

### 4 現場職員支援機能

P.37

- ④現場-1 子育てひろば職員研修<40>
- ④現場-2 子育てひろば嘱託職員のコーディネートスキルの向上<41>⑥コーナ-5
- ④現場-3 子育てひろばへの支援<42>
- ④現場-4 発達に課題のある子どもへの対応力の向上<43>⑥コーナ-7
- ④現場-5 幼稚園教諭研修<44>
- ④現場-6 保育士研修<45>
- ④現場-7 発達に課題のある子どもへの理解を深める機会の確保<46>
- ④現場-8 児童館及び学童保育所職員の障害児対応力の向上<47>
- ④現場-9 スキルアップのための研修用映像資料の作成<48>
- ④現場-10 子育てひろば等における地域支援のあり方の検討<49>
- ④現場-11 巡回保育相談<50>
- ④現場-12 連携保育施設への技術支援<51>
- ④現場-13 ドリーム学園通園児が通う保育園や幼稚園に対する支援の検討<15>②成長-5

- 4 現場-14 児童館や学童保育所への巡回相談<52>
- 4 現場-15 子育て支援機関等への技術的な支援の検討<53>
- 4 現場-16 児童養護施設への支援<54>
- 4 現場-17 障害児相談支援事業者のスキル向上への支援<55>
- 4 現場-18 民間療育機関等の連携と情報共有への支援<32> 3情報-12
- 4 現場-19 障害児保育研究会<56>
- 4 現場-20 保育園での課題や問題の共有、情報の発信<27> 3情報-6 6コーテ-9
- 4 現場-21 発達に課題のある子への療育的取組<57>
- 4 現場-22 障害児対応職員の加配（認可保育園）<58>
- 4 現場-23 障害児対応職員の加配（幼稚園）<59>
- 4 現場-24 障害児対応職員の加配の判断<60>
- 4 現場-25 要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有<39> 3情報-21

## ◆ 5 家庭支援機能

P 44

- 5 家庭-1 母子手帳の活用<24> 3情報-1
- 5 家庭-2 サポートファイルの導入に向けた検討<31> 3情報-11
- 5 家庭-3 乳幼児期から子どもと適切な関わり方を理解する資料の作成<61>
- 5 家庭-4 インターネットによる情報提供<62> 8理解-3
- 5 家庭-5 将来の見通しが持てる情報提供<10> 1相談-10 2成長-15
- 5 家庭-6 就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携<5> 1相談-5 3情報-8
- 5 家庭-7 保護者が安心できる場としての子育てひろばの提供<63>
- 5 家庭-8 保育園及び幼稚園への障害児の受入<19> 2成長-10 8理解-4
- 5 家庭-9 小・中学生の居場所の確保<20> 2成長-11 8理解-5
- 5 家庭-10 乳幼児健診後の心理相談<1> 1相談-1 3情報-3 6コーテ-1
- 5 家庭-11 子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援<21> 2成長-12 3情報-2
- 5 家庭-12 子どもと保護者の愛着形成のための支援<22> 2成長-13 8理解-6
- 5 家庭-13 地域による支援につなげる教育相談<6> 1相談-6
- 5 家庭-14ペアレントトレーニングの場<23> 2成長-14
- 5 家庭-15 「おしゃべり場」などの共感の場<64>
- 5 家庭-16 発達支援に関する講座<65> 8理解-1
- 5 家庭-17 発達支援団体との連携<66> 8理解-2
- 5 家庭-18 市内小児科医・専門医療機関などの関係機関との連携<36> 3情報-17

## ◆ 6 コーディネート機能

P 49

- 6 コーテ-1 乳幼児健診後の心理相談<1> 1相談-1 3情報-3 5家庭-10
- 6 コーテ-2 地区担当保健師と子ども家庭支援センターとの連携<26> 3情報-5
- 6 コーテ-3 市内小児科医療機関へのつなぎ<7> 1相談-7 3情報-16
- 6 コーテ-4 専門医療機関へのつなぎ<9> 1相談-9 3情報-18
- 6 コーテ-5 子育てひろば嘱託職員のコーディネートスキルの向上<41> 4現場-2

- 6 コーデ-6 発達支援に関するコーディネートスキルの向上<67>
- 6 コーデ-7 発達に課題のある子どもへの対応力の向上<43> 4 現場-4
- 6 コーデ-8 保育コーディネーター<68>
- 6 コーデ-9 保育園での課題や問題の共有、情報の発信<27> 3 情報-6 4 現場-20
- 6 コーデ-10 将来の見通しが持てるコーディネート<69>
- 6 コーデ-11 つながりやすいコーディネート<70>

## 7 健診・診察機能

P52

- 7 健診-1 乳幼児健診後の心理相談のあり方<71>
- 7 健診-2 市内小児科への支援<72>
- 7 健診-3 子どもの成長発達に関するアセスメント力の向上<73>
- 7 健診-4 診察枠の確保<74>
- 7 健診-5 心理相談及び個別療育枠の確保<8> 1 相談-8 2 成長-7
- 7 健診-6 発達検査枠の確保<17> 2 成長-8
- 7 健診-7 専門医療機関と市内小児科医療機関との連携<75>
- 7 健診-8 小学生から高校生まで対応可能な外来枠の確保<76>

## 8 理解啓発機能

P55

- 8 理解-1 発達支援に関する講座<65> 5 家庭-16
- 8 理解-2 発達支援団体との連携<66> 5 家庭-17
- 8 理解-3 インターネットによる情報提供<62> 5 家庭-4
- 8 理解-4 保育園及び幼稚園への障害児の受入<19> 2 成長-10 5 家庭-8
- 8 理解-5 小・中学生の居場所の確保<20> 2 成長-11 5 家庭-9
- 8 理解-6 子どもと保護者の愛着形成のための支援<22> 2 成長-13 5 家庭-12

## 資料

P57

- 1 立川市発達支援計画策定検討委員会設置要綱
- 2 委員名簿
- 3 会議経過
- 4 パブリックコメント
- 5 用語解説

## 第1章 計画の策定にあたって

### ➔1 国や東京都における法制度の動き

平成17(2005)年4月より、発達障害者支援法が施行されました。その第2条において、発達障害とは自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されました。第3条では、国及び地方公共団体の責務として、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われること、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うこととされました。

平成19(2007)年4月には、学校教育法の一部が改正され、従前より対象となっていた障害(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病虚弱、言語障害、情緒障害)に加えて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等の知的な遅れのない発達障害も対象に含まれることになりました。

平成28(2016)年4月には、障害者差別解消法が施行となり、この中で、行政機関や事業者は障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないとされました。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をすることが求められるようになりました。

### ➔2 本市における発達支援の検討経過

本市の次世代育成支援計画である夢育て・たちかわ子ども21プラン(計画期間-平成17(2005)年度~21(2009)年度)において、「子どもの発達支援センター機能を強化し、すべての子どもに対して、途切れのない発達支援のしくみをつくります」としました。具体的な取り組みとして、子どもの発達支援センターのあり方の検討や保護者や、保育園・幼稚園への指導体制の構築等、子どもの発達を支援する各種施策の取り組みがうたわれました。

平成21(2009)年12月には、立川市途切れのない発達支援検討ワーキンググループにより「立川市における途切れのない発達支援のあり方報告書」がまとめられ、その中で、旧庁舎を活用した発達支援の拠点づくりの可能性について示されました。

実際、平成24(2012)年12月に、旧庁舎は子ども未来センターとして改修され、この中に行政機能として子ども家庭支援センターと教育支援課(当時は特別支援教育課)の2課が設置されました。子ども家庭支援センターには発達相談や発達支援親子グループなど未就学の子どもの対象とした相談や小集団での療育機能が置かれ、教育支援課には就学相談や教育相談など小・中学校に就学する際の相談や小・中学校に就学した後の相談機能が置かれました。



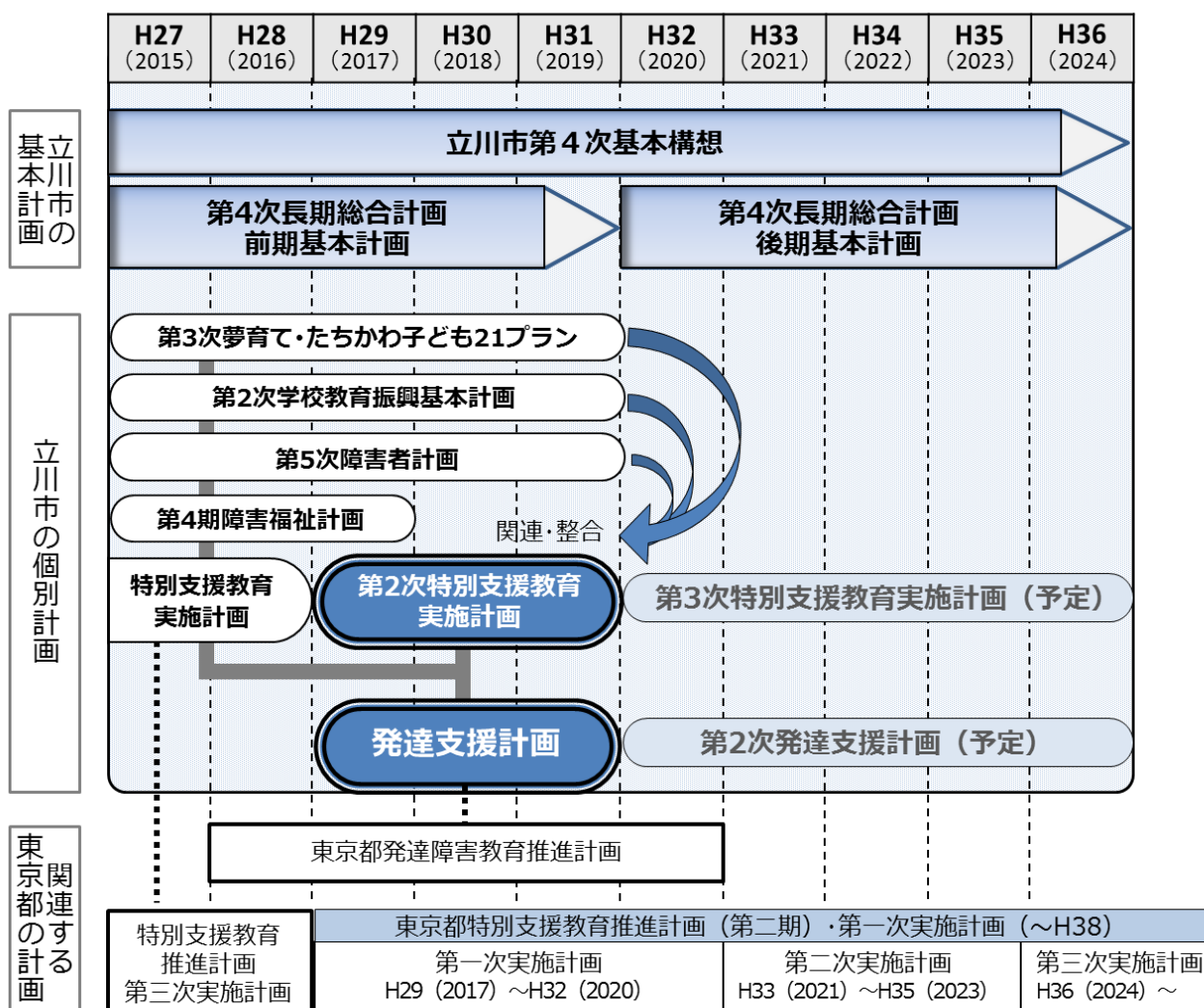
第2次夢育て・たちかわ子ども21プラン(計画期間-平成22(2010)年度から26(2014)年度)を経て、第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン(計画期間-平成27(2015)年度～31(2019)年度)では、発達に課題のある子どもとその家庭に対する一貫性と継続性がある支援の仕組みづくりをめざし、立川市発達支援計画(仮称)を策定することが盛り込まれました。

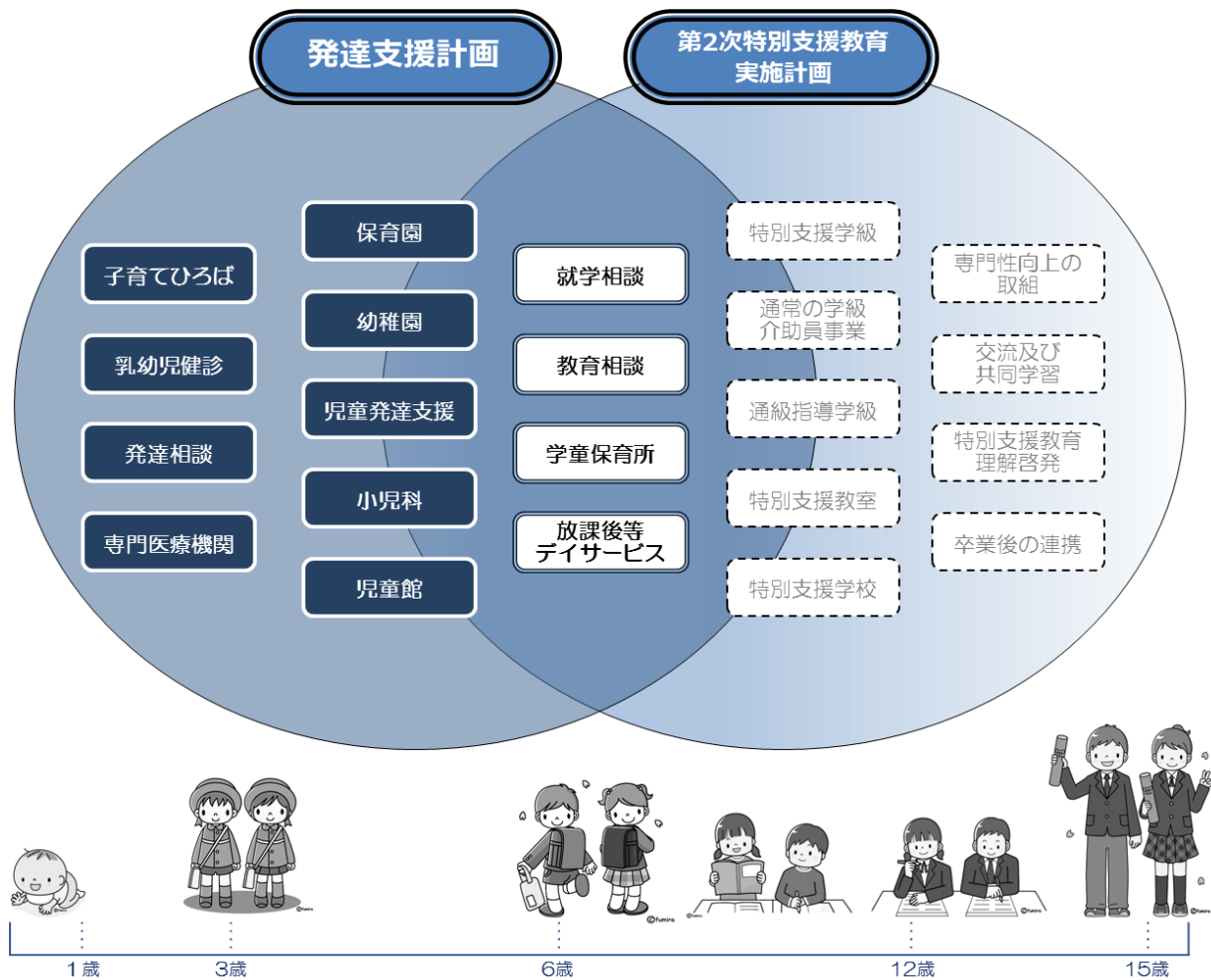
### ➔3 計画の位置づけ

第4次長期総合計画前期基本計画(計画期間-平成27(2015)年度から平成31(2019)年度)及び、第3次夢育て・たちかわ子ども21プランの中で、発達に課題がある子どもやその保護者を対象に一貫性と継続性がある支援の仕組みづくりのため(仮称)発達支援計画を策定することとしています。

本計画は、上記両計画に基づき策定するもので、第3次夢育て・たちかわ子ども21プランにおける施策目標5「配慮を必要とする子どもや家庭を支援します」のうち、発達に課題のある子どもやその保護者を支援するための実施計画として策定することとします。

その際、第2次特別支援教育実施計画につきましても、発達に課題のある子どもを対象としている計画となっており、発達支援計画とあわせて、立川市の発達支援の両輪として機能してまいりますので、策定の際は両計画の内容の整合・精査・連携に十分配慮しました。





#### ➔4 計画の目的

主に0歳児から義務教育就学中までの子どものうち、発達支援が必要であると考えられる子どもとその保護者を対象に、地域の保育園、幼稚園、子育てひろば、子ども家庭支援センター等の子育て支援機関それぞれにおいて、発達支援を必要とする子どもやその保護者の存在に早期に気付くとともに、保護者の理解を得ながら、着実な情報連携のもと早期に適切な支援を提供できるよう、今後の計画期間内に取り組み支援内容について計画します。

#### ➔5 計画の期間

平成 29（2017）年度から 31（2019）年度の3年間とします。

#### ➔6 計画策定の体制

立川市発達支援計画を策定するため、外部組織の「立川市発達支援計画策定検討委員会」を設置しました。

立川市発達支援計画策定検討委員会の委員は、子どもの発達に関する知見を有する者、発達支援に関する見識のある者、保育又は幼児教育に関わる者、小児医療に関わる者、義務教育に関わる者、発達支援に関わる者、児童養護に関わる者及び公募市民のあわせて 10 人と

しました。また、委員以外の者でも必要に応じて出席を求め意見を聞くこととしました。委員会は、平成 28（2016）年 6 月から 12 月までの間に 5 回開催し、本市における発達支援の方向性や内容等について検討を行いました。

あわせて、「夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議」や「途切れ・すき間のない子ども支援のあり方検討委員会」での検討を行うとともに、「第 2 次特別支援教育実施計画策定検討委員会」にも検討内容の報告を行いました。

立川市発達支援計画策定検討委員会での検討後、パブリックコメント（市民意見公募）により、市民の意向や意見の反映に努めるとともに、庁内での検討を経て「立川市発達支援計画」がまとめられました。

## ■ 第 2 章 本市の状況について

### ➔ 1 本市の人口推移

立川市第 4 次長期総合計画の中の人口推計によると、10 年前の平成 17（2005）年 1 月 1 日時点の人口は、168,828 人で、このうち、0 歳から 14 歳までの人口は 22,450 人となっています。平成 27（2015）年 1 月 1 日時点の人口は 179,090 人で、このうち、0 歳から 14 歳までの人口は 22,423 人となっています。この 10 年間で、市全体の人口としては 1 万人以上増えたものの、0 歳から 14 歳までの人口についてはほとんど変化が見られません。また、5 年後の平成 32（2020）年 1 月 1 日時点の人口は、177,220 人で、このうち、0 歳から 14 歳までの人口は 20,993 人。10 年後の平成 37（2025）年 1 月 1 日時点の人口は、174,592 人で、このうち、0 歳から 14 歳までの人口は 19,700 人となっており、今後 10 年間のうちに 0 歳から 14 歳までの人口が約 2,700 人減少する見込みとなっています。

### ➔ 2 本市の財政状況

立川市第 4 次長期総合計画の中の財政収支見通しの中で、平成 27（2015）年度の歳入（一般財源）は 448 億円で、このうち、市税収入については約 383 億円となっています。4 年後の平成 31（2019）年度の歳入（一般財源）は 451 億円で、このうち、市税収入は約 383 億円となっています。歳入（一般財源）については、5 年間ほぼ横ばいが続く見込みとなっています。

一方、平成 27（2015）年度の歳出（一般財源）は 450 億円で、このうち、人件費は 103 億円、扶助費は 69 億円となっています。4 年後の平成 31（2019）年度の歳出（一般財源）は 470 億円で、このうち、人件費は 98 億円、扶助費は 80 億円となっています。歳入と歳出を比べると、平成 27（2015）年度では約 2 億円の差となっていますが、平成 31（2019）年度では 19 億円の差となります。これは、人件費で約 5 億円の減がみられるものの、扶助費で約 12 億円の増がみられることなどによるものです。このとおり、本市の財政は、見通しが明るいとは言えず、厳しい財政状況の中での行政運営を行わなくてはならないことが予想されます。

### ➔3 本市の子育て施策の状況

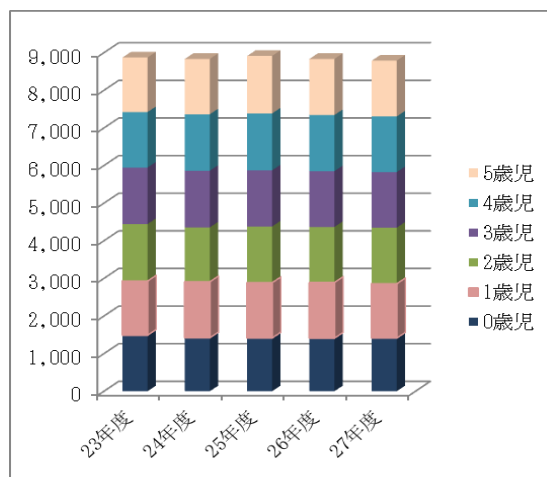
本市の子育て支援にかかる事業について、また、乳幼児や発達に課題のある子どもを対象にした事業について、利用人数や利用件数等の状況を見てみます。

#### (1) 乳幼児人口

市内の乳幼児人口の推移については以下のとおりとなっています。

単位：人

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
0歳児	1,493	1,425	1,419	1,415	1,417
1歳児	1,440	1,490	1,471	1,481	1,445
2歳児	1,512	1,442	1,491	1,472	1,488
3歳児	1,503	1,505	1,492	1,483	1,476
4歳児	1,474	1,503	1,512	1,493	1,481
5歳児	1,453	1,471	1,529	1,491	1,483
合計	8,875	8,836	8,914	8,835	8,790



※各年4月1日時点の住民基本台帳人口より

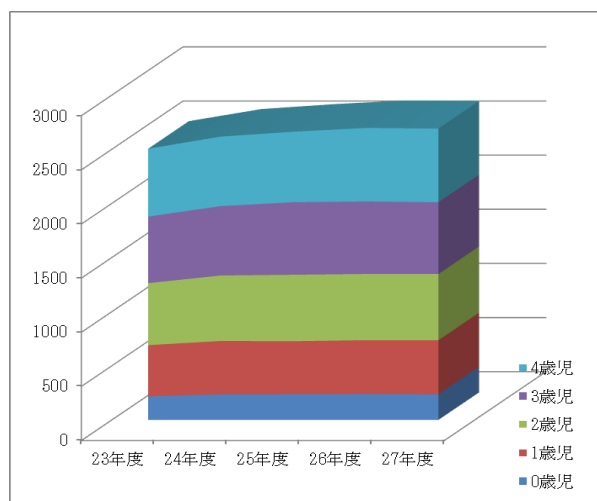
上表のとおり、0歳児から5歳児までを合わせた乳幼児人口については、概ね8,800人から8,900人の間で推移しており、この5年間ではほぼ横ばいの状況となっています。

#### (2) 認可保育園の入園児童数

市内にある認可保育園に入園している乳幼児の数は以下のとおりとなっています。

単位：人

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
0歳児	219	236	238	240	237
1歳児	472	493	489	497	499
2歳児	572	605	614	611	612
3歳児	615	641	670	670	663
4歳児	627	642	651	679	680
5歳児	644	635	654	643	676
合計	3,149	3,252	3,316	3,340	3,367



※各年4月1日時点の入園児童数

上表のとおり、平成23(2011)年度で3,149人であったものが、平成27(2015)年度には3,367人となっており、全体で218人増加しています。

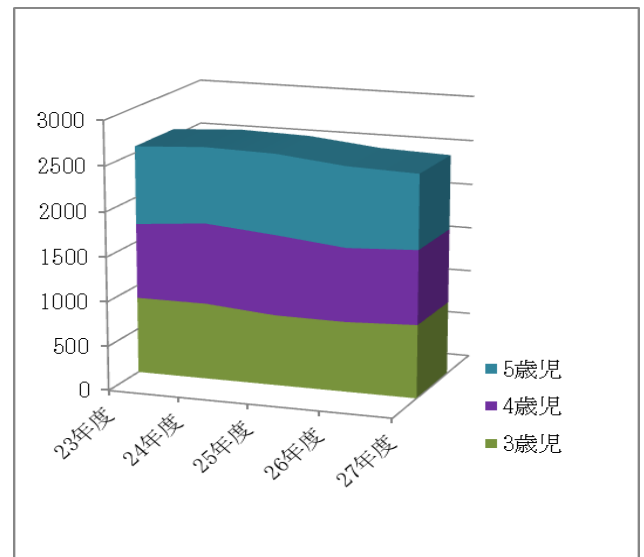
### (3) 幼稚園の入園児童数

市内にある幼稚園に入園している幼児の数は以下のとおりになっています。

単位：人

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
3歳児	859	859	795	788	824
4歳児	841	907	902	827	830
5歳児	872	850	899	898	831
合計	2,572	2,616	2,596	2,513	2,485

※各年5月1日時点の入園児童数

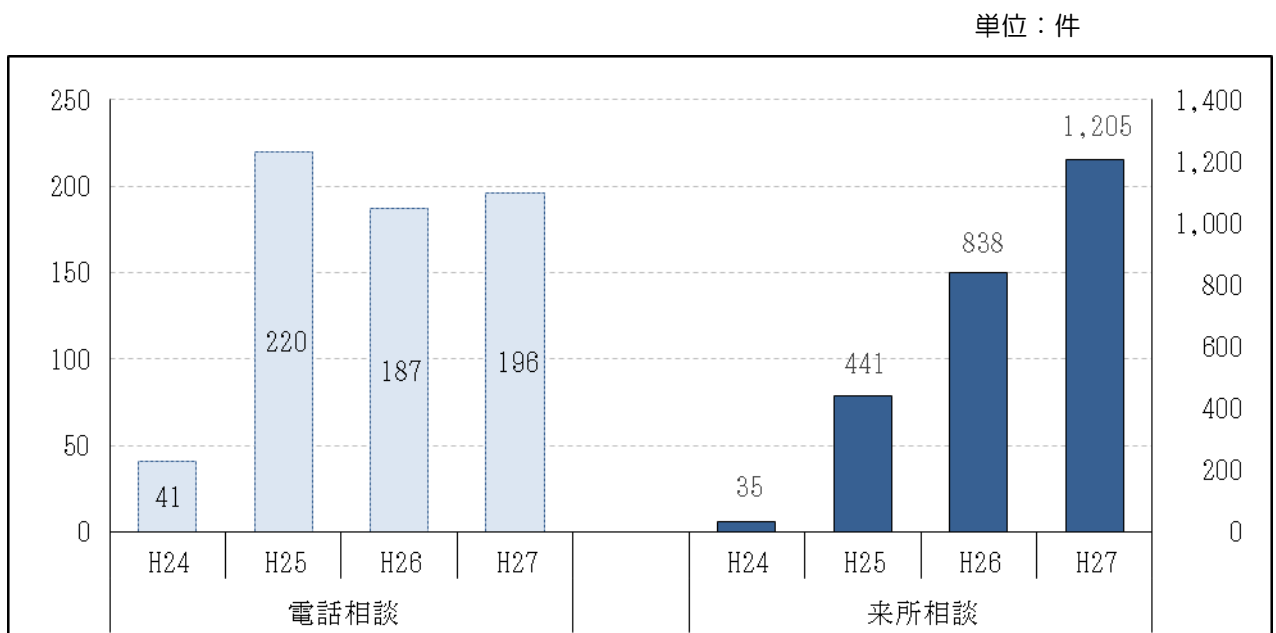


上表のとおり、概ね 2,500 人から 2,600 人の間で推移しており、この 5 年間ではほぼ横ばいの状況となっています。

### (4) 発達相談件数

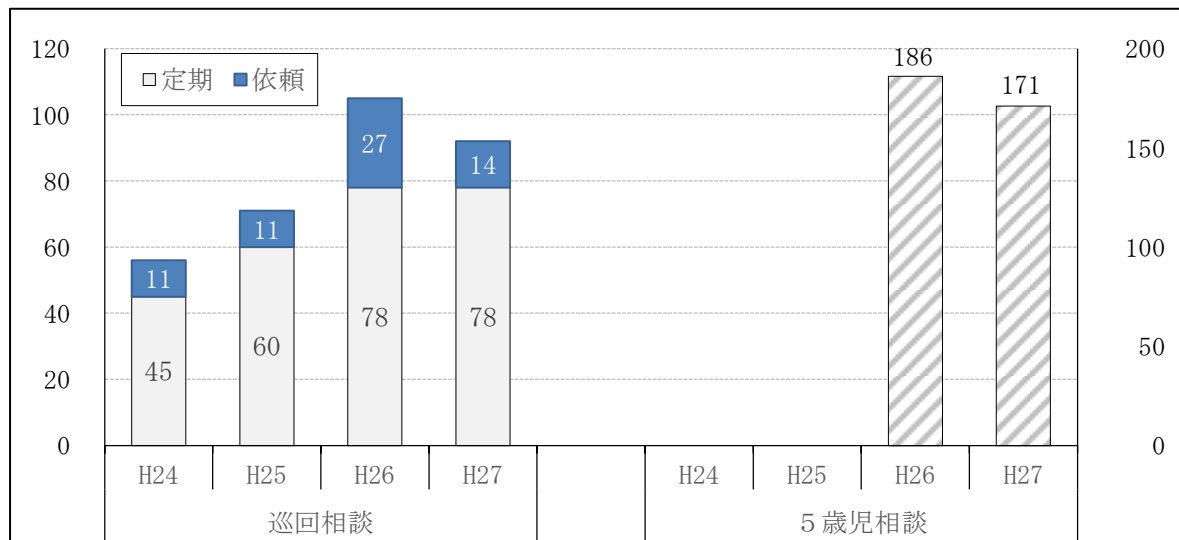
子ども家庭支援センターが実施している発達相談、巡回相談及び5歳児相談件数の推移については以下のとおりとなっています。

発達相談件数





## 巡回相談及び5歳児相談件数

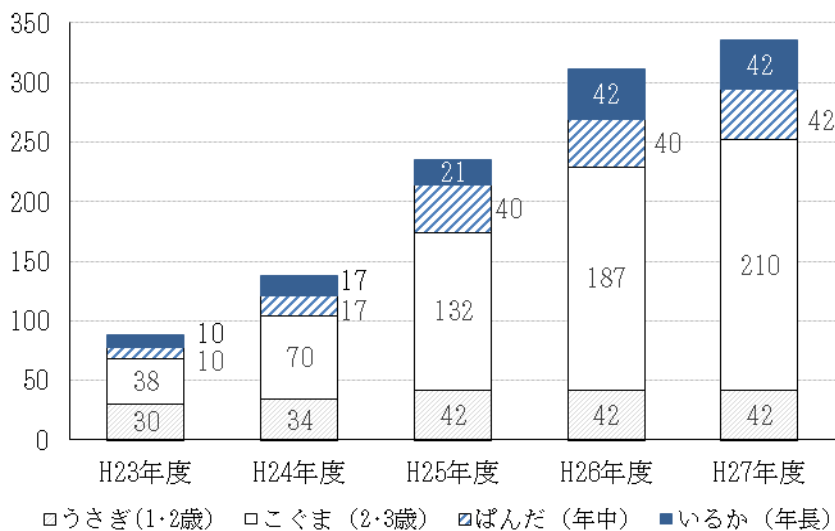


前ページ及び上表のとおり、子ども未来センターが平成 24（2012）年 12 月に開所して以来、各相談件数は増加しています。特に来所相談件数は毎年 400 件程度の増となっており、平成 27（2015）年度には 1,205 件になりました。

### (5) 発達支援親子グループ事業の実施回数

子ども家庭支援センターが行っている発達支援親子グループの実施回数は以下のとおりとなっています。

単位：回



※うさぎ：1～2 歳児対象、こぐま：2～3 歳児対象、ぱんだ：年中児対象、いるか：年長児対象

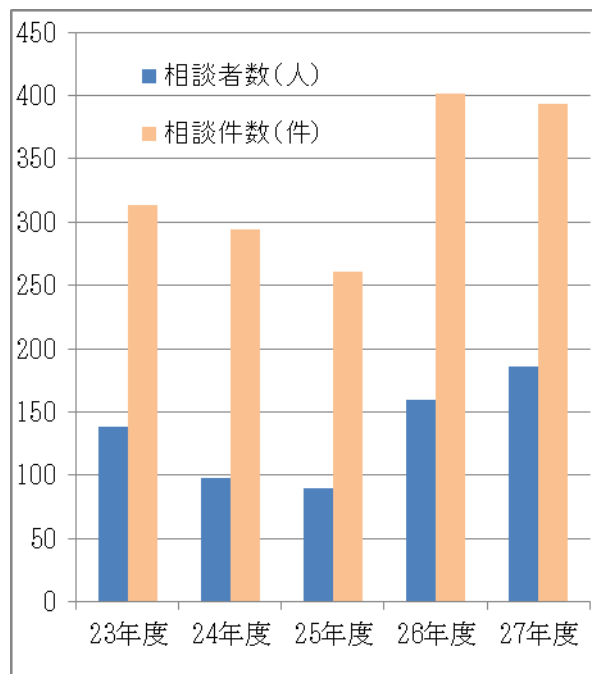
上表のとおり、発達支援親子グループの実施回数は「うさぎ」「こぐま」「ぱんだ」「いるか」の各グループともに増しており、特に「こぐま」（2～3 歳児対象）の開催数が平成 23（2011）年度の 38 回から平成 27（2015）年度は 210 回へと大きく伸びています。

## (6) 3歳児経過観察（心理相談）の利用者数

健康推進課では3歳児健康診査の結果、言葉の遅れや心理面で経過観察が必要とされた幼児を対象に、心理相談を実施しており、相談者数の推移は以下のとおりとなっています。

単位：人・件

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
相談者数	138	98	90	160	186
相談件数	313	294	261	402	394



上表のとおり、平成23（2011）年度と比べて平成27（2015）年度では、相談者数が48人増、相談件数が81件増となっています。

## (7) 2歳児すこやか相談の利用者数

平成25（2013）年6月より、1歳6か月児健康診査において言葉の遅れ等心理面で経過観察が必要とされる幼児の保護者を対象に、心理相談を行っており、相談者数は以下のとおりとなっています。

単位：人

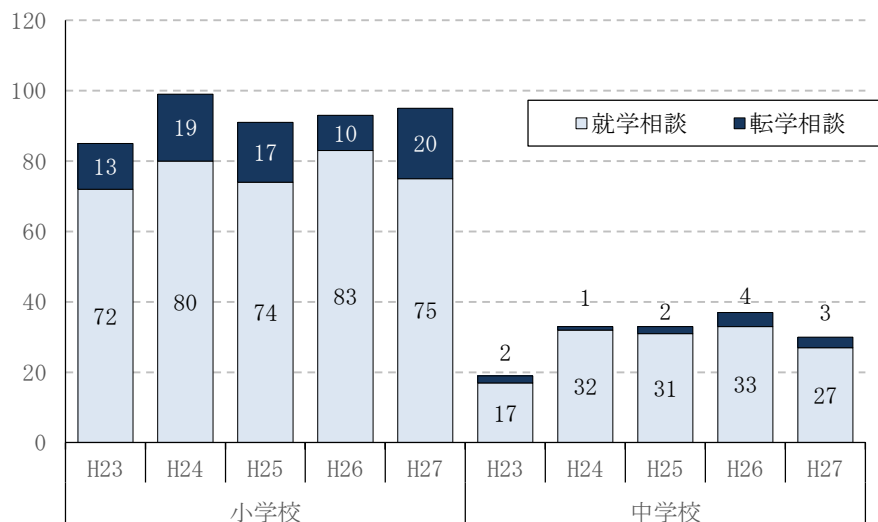
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
相談者数	—	—	45	95	97

上表のとおり、平成25（2013）年度と比べて平成27（2015）年度では、相談者数が52人増となっています。

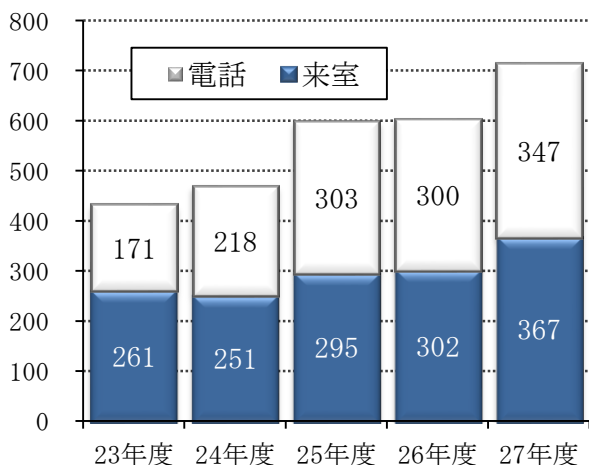
## (8) 就学・転学相談等件数

就学相談・転学相談、教育相談の利用者数及び就学支援シートの提出件数については以下のとおりとなっています。

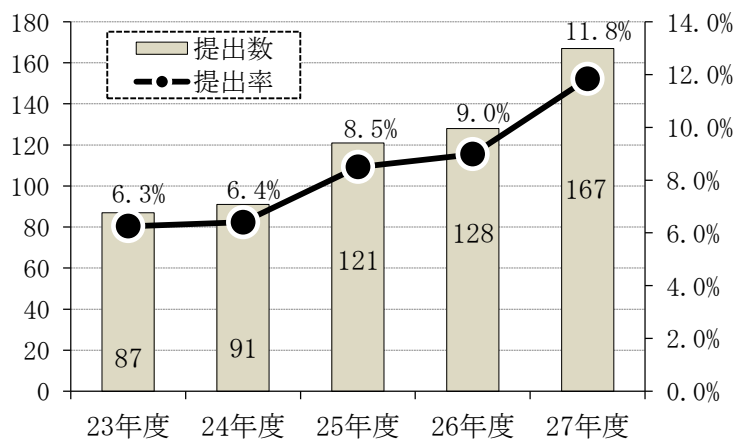
就学相談及び転学相談件数



教育相談件数



就学支援シートの提出件数



上表のとおり、就学相談及び転学相談につきましては大きな変化は見られませんが、教育相談の件数及び就学支援シートの提出件数につきましては、平成 23（2011）年度と比べて平成 27（2015）年度では、電話による相談が 176 件、来室による相談が 106 件、就学支援シートの提出件数が 80 件それぞれ増となっています。



## 第3章 本市における発達支援の現状と課題

### ➡ 1 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査及び健診フォロー

#### (1) 現状

1歳6か月になったお子さんと3歳になったお子さんを対象に実施している健康診査で、乳幼児を対象とした健康診査のうちの1つです。また、健診フォローとは、それぞれの健康診査で何らかの課題があったお子さんを対象に、臨床心理士や小児科医による継続的な面談を行うものです。平成25（2013）年度より1歳6か月児健康診査の心理相談フォロー事業として2歳児すこやか相談を立ち上げました。また平成26（2014）年度からは1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査時の心理士を2名から3名に増やしました。

平成27（2015）年度より1歳6か月児健康診査の間診票の見直しを行い、発達に関するスクリーニング項目を追加しました。また3歳児健康診査に、小児神経発達の専門である療育病院の医師を配置しました。

#### (2) 課題

健康推進課でのすこやか相談等をはじめ心理相談は、相談者数が大幅に増加しております。複数の心理士を配置して相談にあたっていますが、フォロー期間によっては同じ心理士が対応できず、別の心理士に引き継ぐこともあります。また、予約直前に日程変更を希望された場合、直ぐに次の予約を入れることが難しく、相談が半年以上空いてしまうこともあります。

また、これまで健康推進課保健師に求められる子どもの成長発達に関するスキルは、子どもの成長発達に関する見立ての部分が中心でしたが、今後は家庭訪問等地区活動の中で、発達に課題のあるお子さんへの具体的な関わり方をアドバイスする能力が求められています。発達障害児の保育に関する研修会にも参加し、保健師の療育に関するスキルアップが求められています。

### ➡ 2 発達相談及び発達支援親子グループ事業

#### (1) 現状

平成24（2012）年12月に旧庁舎跡施設を活用して子ども未来センターが完成したことにより、従来ドリーム学園で実施していた発達相談及び外来母子通園事業を子ども未来センターにて実施するようになりました。

また、平成26（2014）年度からは、市内の保育園及び幼稚園を利用する年中児（5歳児）の保護者を対象に、市内保育園及び幼稚園に子ども家庭支援センターの職員が訪問して相談を行う5歳児相談を開始しました。

## **(2) 課題**

発達相談のうち来所相談件数は 1,205 件となり、今後も増加していくことが予想されます。現時点でも相談員 1 人が受け持つ件数が 1 日 3 件から 4 件となり、保護者からの相談に十分な対応を行うには相談員数が不足しているとともに、相談スペースの拡充もあわせて対策が必要となっています。

発達支援親子グループについては、子ども未来センターとひまわり子育てひろばであわせて週 4 日間実施していますが、年度後半になるとグループの定員に空きがなくなってくるため、受け入れ枠の充実が必要となっています。

小学校就学後の児童についての相談は、教育相談にて実施していますが、療育の場の提供ができていないため、こちらは、新たな検討が必要となっています。

### **→3 ドリーム学園における児童発達支援事業**

#### **(1) 現状**

昭和 46 年より本市の発達に課題のある 2 歳から 5 歳までの子どもの療育を行っています。定員は 25 人となっています。子どもの療育だけでなく、保護者や保護者会への支援も行っており、障害児への理解を深める働きかけを行っています。保育園の職員を対象に保育課が主催する障害児保育研究会にも参加しながら、障害児保育の理解を広めています。

#### **(2) 課題**

概ね毎年度、数人程度の待機児童が発生しており、待機児童のための通園グループを設けて対応はしていますが、定員の拡大等については、施設の老朽化もあり、対応が難しい状況となっています。また、ドリーム学園の設置場所が子ども未来センターや健康会館と離れており、保護者の利便性や職員間での情報共有のしやすさという点においても課題が生じています。また、市で運営する療育施設として公立保育園を中心に情報共有ができていますが、児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業者等との情報共有はそれほど進んでいません。

### **→4 子育てひろば事業**

#### **(1) 現状**

乳幼児とその保護者が安心して遊んだり、交流を行ったりする場として誰もが気軽に訪れることが特徴です。育児相談や育児に関する情報提供を行うほか、発達に課題のある子どもや養育に不安を抱える保護者の早期気づきと支援の場にもなっています。

## **(2) 課題**

子育てひろばを利用する子どものうち、発達に何らかの課題を抱える子どもの増加だけでなく、養育に何らかの不安を抱える保護者も増加しています。今後も同様の状況が続くことが予想されるため、子育てひろば職員の発達支援に関する知識や技術が求められています。また、保育園や幼稚園、子ども家庭支援センターや児童発達支援事業者等との情報共有を図っていく必要がありますが、子育てひろばや担当部署だけの対応では難しい状況となっています。

### **→5 保育園と幼稚園**

#### **(1) 現状**

保育園と幼稚園では、制度上様々な違いはありますが、どちらも未就学のお子さんが通う施設です。どちらも発達に課題のある乳幼児の受け入れを行っていますが、近年、その対象者数は増加傾向にあります。

#### **(2) 課題**

保育士及び幼稚園教諭の中では、発達障害又は発達に課題のある子どもやその保護者への対応のスキルにばらつきがあります。特に幼稚園に向けては、障害児加配教諭への市の補助制度がなく、入園を断らざるを得ないケースも生じています。

巡回保育相談については、小児科医師や発達支援に長く関わってきた者などが行っていますが、子ども未来センターでの発達相談の担当者との間で情報共有ができないことがあります。

### **→6 学童保育所**

#### **(1) 現状**

小学校就学児のうち、保護者の就労等により日中留守になる家庭の子どもを保育する施設です。学童保育所ごとに2人までの障害児の受け入れをしています。平成27(2015)年度より、障害児の有無にかかわらず、6年生まで利用可能となりました。また、平成24(2012)年度より、市内1か所で、障害児が利用できる専用の学童保育所が開設されました。

#### **(2) 課題**

学童保育所指導員については、発達障害又は発達に課題を抱える子どもやその保護者への対応のスキルの幅にばらつきがあります。

保育園や幼稚園との情報共有の機会がありますが、小学校との情報共有や子ども家庭支援センターとの情報共有の機会が無いことがあります。

## ➔7 放課後等デイサービス

### (1) 現状

保護者の就労の有無を問わずに、障害児や発達に課題のある小学生から 18 歳までの子どもを対象に、放課後や長期休暇中に余暇活動や、自立のための活動を行う障害児対象のサービスです。現在のところ、市内に 12 か所のサービス提供事業者があります。

### (2) 課題

現在市内で放課後等デイサービスを行っている事業者のうちの多くは、事業開始から5年以内程度の事業者であるため、子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、小・中学校など市内の子育て支援機関や教育機関とのつながりが薄い事業者も多くあります。加えて、事業者間でのつながりも密になっておらず、事業者が実施している事業内容の周知や利用している児童の情報について、他機関との情報共有が進んでいないことが多い状況にあります。また、待機児童も生じています。

## ➔8 民間における児童発達支援事業

### (1) 現状

未就学児を対象に療育を実施する施設です。市内では1か所のサービス提供事業者に加え、平成 28（2016）年度に2か所開設され3か所となりました。

### (2) 課題

民間のサービス提供事業者ではあるものの、児童福祉法に基づく児童発達支援事業であり、市で運営しているドリーム学園と同様の施設です。しかし、運営主体の違いにより、保育園や幼稚園、子ども家庭支援センター、健康推進課、小・中学校などの関係機関とのつながりが薄く、放課後等デイサービスと同様、事業者が実施している事業内容の周知や利用している児童の情報について、他機関との情報共有が進んでいない状況にあります。また待機児童も生じています。

## ➔9 医療機関における相談や療育

### (1) 現状

市内及び近隣市に存在する医療機関では、発達に課題のある子どもとその保護者の相談及び子どもへの療育を提供している施設が複数あります。医療機関として専門的な知見から診断を行うとともに、療育においても心理職のほか作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの専門職を配置して実施している施設もあります。

## **(2) 課題**

市内及び近隣市に存在する医療機関では、新規受付が数か月から半年程度待たなければならない場合があるなど、医療機関として専門的な診察や心理相談、療育への需要に応えるためには時間を要する状況となっています。

### **▶10 発達に課題のある子とその保護者の支援**

#### **(1) 現状**

発達に課題のある子どもを含め、保育園や幼稚園に入園している子どもは、各園において一定の配慮のもと、集団の中で他人との関わりが持てるよう支援を受けながら生活をしています。また、保護者にも、保育参観や保護者面談の機会を持ちながら、子どもの発達状況について伝えるよう努めています。

#### **(2) 課題**

子どもの発達に関する課題については、自ら気付いて関係機関に相談できる保護者もおりますが、保護者自身に認識が無い場合や障害の受容が難しい場合もあります。そのような場合、関係機関からの何らかの働きかけにより、保護者は支援機関に相談することができますが、保護者の認識や障害受容がないために、継続的な相談とならない場合が多くあります。

### **▶11 障害のある子のきょうだいや家族への支援**

#### **(1) 現状**

障害のある子のきょうだいについては、一般的に親の目が届きにくく、障害のある子がきょうだいにいない場合に比べて、親の気持ちをひきたいと考えている子が多いと言われ、その結果、子どもらしからぬ大人びた行動や問題行動をとる子どもが多いと考えられています。

#### **(2) 課題**

ドリーム学園では、在園児や卒園児のきょうだいを対象にしたプログラムを実施していますが、ドリーム学園以外では実施できておらず、発達に課題のある子が増えていく中で、今後、取り組むことが必要な課題となっています。

## 第4章 本市の発達支援における理念と機能

### ▼1 本市が目指す発達支援システム

どの子ども地域で安心してすごしていけるように、すべての機関の連携とコーディネート  
の力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します。

#### (1) 基本理念

発達に課題のある子どもが健やかに育つ社会は、すべての子どもが健やかに育てられる社会です。

保育園や幼稚園、子育てひろば、学童保育所など地域の中にある子育て支援に関わる機関はもとより、医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業者、子ども家庭支援センターなどの発達に課題のある子どもへの専門的な機関の連携を進めます。さらに、コーディネートの力を高め、途切れ・すき間のない子どもの発達支援体制の構築を目指します。そのために、関係機関の職員はもとより、発達に課題のある子をもつ家庭や地域社会に向けて、専門的な機関をはじめ、子育て支援にかかわる機関や市民団体等との連携・情報共有のもと、発達に課題のある子に関する知識の理解啓発を行い、発達に課題のある子もない子ども地域で安心して暮らしていくことができるシステムを目指します。

#### (2) 発達支援のための8つの機能

発達に課題のある子もない子ども地域で安心して暮らしていくことができるシステムを目指すためには、以下の8つの機能が十分機能していく必要があります。本市では、これら8つの機能を担うべく新たに専門的な機関を設置するのではなく、それぞれ既存の機関や施設等の機能を充実または連携をすることにより対応していくこととします。

### ▼2 発達支援のための8つの機能

- 1 相談機能
- 2 成長・療育機能
- 3 情報共有機能
- 4 現場職員支援機能
- 5 家庭支援機能
- 6 コーディネート機能
- 7 健診・診察機能
- 8 理解啓発機能



# 立川市の発達支援 求められる8つの機能

## ● 相談

- ◆ 健康推進課での成長相談、心理相談
- ◆ 5歳児相談
- ◆ 子ども未来センターでの発達相談
- ◆ 子ども総合相談窓口
- ◆ 子育てひろば・保育園・幼稚園での相談
- ◆ 教育支援課での就学相談・教育相談
- ◆ 市内小児科での心理相談



## ● 健診・診察

- ◆ 3~4カ月児健診
- ◆ 1歳6カ月児健診
- ◆ 3歳児健診
- ◆ 市内小児科医による診察及び心理相談
- ◆ 専門医療機関での診察



## ● 家庭支援

- ◆ 発達支援に関する講座
- ◆ おしゃべりの場
- ◆ 親子の愛着形成の支援
- ◆ 養育力向上支援
- ◆ インターネットによる情報提供



## ● コーディネート機能

- ◆ 必要な情報を取捨選択する
- ◆ 見通しをつける
- ◆ 顔と顔をつなぎ合わせる



## ● 成長・療育

- ◆ 発達支援親子グループ
- ◆ ドリーム学園での療育
- ◆ 民間療育機関での療育
- ◆ 医療機関での心理相談や個別療育
- ◆ 保育園・幼稚園での関わり
- ◆ 子育てひろばでのプログラム



## ● 現場職員支援

- ◆ 巡回相談
- ◆ 加配職員の配置
- ◆ 職員研修
- ◆ 保育コーディネータ連絡会
- ◆ 障害児保育研究会
- ◆ 専門医療機関による技術支援



## ● 情報共有

- ◆ 保護者自身が伝える
- ◆ 子どもと関わる大人が伝える
- ◆ 保護者から相談を受けた人が伝える
- ◆ 巡回相談担当者が伝える
- ◆ 母子健康手帳
- ◆ サポートファイル
- ◆ 就学支援ファイル
- ◆ 就学支援シート
- ◆ 保育所児童保育要録



## ● 理解啓発

- ◆ 地域市民や保護者を対象
- ◆ 子ども達を対象
- ◆ 関わる支援者を対象



## 第5章 8つの機能の役割

### 1 相談機能

相談機能には、子ども未来センターや健康会館、医療機関など専門性の高い機関での相談から、より地域に身近な子育てひろばや保育園、幼稚園等でのちょっとした相談まで様々な場面で行われる相談があります。途切れのない発達支援のためには、それらの相談が効果的につながり、子どもや保護者が必要とする相談が継続していけることが必要です。

1 相談-1	乳幼児健診後の心理相談	1 充実
乳幼児健診終了後、発達に課題のある乳幼児については、保護者の気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげる。その際、保護者の認識がない場合や障害受容ができていない場合には、心理相談等につなぎ、相談ニーズの促しを行う。また、保護者の受け止めが難しい場合には、保健師が同行して子育てひろばの事業に参加するなど、保護者の気持ちに寄り添いながら孤立した子育てにならないよう支援を行う。		
関係機関	子育て推進課・健康推進課	
他機能での再掲	3情報-3 5家庭-10 6コーデ-1	

1 相談-2	子育てひろばでの相談対応力の向上	2 充実
子育てひろば指導員については、保護者からさまざまな相談が寄せられるため、子育てに関する幅広い知識の習得に努めるとともに、保護者の気持ちに寄り添った支援が重要であることから、相談対応力の向上に努める。また、子育てひろば指導員の人材を確保するため、その処遇の改善について検討する。		
関係機関	子育て推進課	
他機能での再掲	なし	

1 相談-3	5歳児相談	3 継続
市内在住の年中児（5歳児）の保護者を対象に、利用している保育園や幼稚園に相談員がうかがって相談する5歳児相談を継続して実施する。また、現在実施していない認可外保育施設や立川市民が比較的多く利用する隣接市の保育園や幼稚園への実施について検討を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	



<b>1 相談-4</b>	<b>子ども未来センターでの発達相談</b>	4 新規
子ども未来センターの開所以来、発達相談にかかる相談件数が急増しており、現在の職員体制及び相談室の数では対応が難しくなっている。相談対象者の見込み数から想定した効果的かつ効率的な職員及び相談室の体制について検討を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

<b>1 相談-5</b>	<b>就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携</b>	5 充実
就学先について不安や悩みを持つ保護者が、より就学相談を受けやすくするため、就学相談説明会のあり方について、保護者会との連携なども含めて検討を行う。また、相談の質の向上のため、保護者の同意のもと、教育支援課と子ども家庭支援センターとの連携を進め、多方面からの情報収集を行うよう努める。		
関係機関	子ども家庭支援センター・教育支援課	
他機能での再掲	3 情報-8 5 家庭-6	

<b>1 相談-6</b>	<b>地域による支援につなげる教育相談</b>	6 継続
より効果的な家庭支援のため、教育相談において教育委員会や小・中学校とのより密接な連携はもとより、必要に応じて、保護者の同意のもと子ども家庭支援センターなど関係機関とも連携しながら地域による支援につなげるよう努める。		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課・教育支援課・児童発達支援事業者	
他機能での再掲	5 家庭-13	

<b>1 相談-7</b>	<b>市内小児科医療機関へのつなぎ</b>	7 継続
発達相談や発達支援親子グループに在籍している乳幼児はもとより、医療機関での診察や相談等を必要とすると考えられるお子さんについては、保護者の同意のもと、市内小児科と連携して、診察や相談につなげる。		
関係機関	子ども家庭支援センター・子育て推進課・保育課・健康推進課・市内小児科医療機関・児童養護施設・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者	
他機能での再掲	3 情報-16 6 コーデ-3	

1 相談-8	心理相談及び個別療育卒の確保	8
		新規
医療機関にて具体的な診察を受けた後、心理相談や個別療育の提供などの支援が求められるが、専門的な資格やノウハウを持った職員が担当する必要があるため、市内小児科にて求めに応じて提供できるような体制を整えるよう努める。		
関係機関	市内小児科医療機関	
他機能での再掲	2成長-7 7健診-5	

1 相談-9	専門医療機関へのつなぎ	9
		継続
より専門性の高い診察や相談等を要すると判断した場合には、市内小児科医療機関と連携しながら、対象者について、専門医療機関の診察や発達支援グループにつなげるよう情報共有及び情報提供を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課・教育支援課・市内小児科医療機関・専門医療機関	
他機能での再掲	3情報-18 6コーデ-4	

1 相談-10	将来の見通しが持てる情報提供	10
		充実
発達に課題のある子を持つ保護者は、現時点での悩みだけではなく、子どもが成長した後の将来のことも心配している。そのため、将来の子どもの姿や生活全般の状況、支援策の有無等について、保護者に分かりやすく伝えるよう努める。		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課・子育て推進課・保育課・障害福祉課・教育支援課・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者・市内小児科医療機関・専門医療機関	
他機能での再掲	2成長-15 5家庭-5	

## ➡ 2 成長・療育機能

成長・療育機能には、ドリーム学園等での療育や医療機関での個別訓練のように専門性の高い機能を思い浮かべますが、発達に課題のある子もいない子も地域で暮らしていくためには、子育てひろばや保育園・幼稚園等で、いかに発達に課題のある子も含めて一人ひとりの成長を大切にすることを携わっているかが大切となります。

2 成長-1	発達支援親子グループ事業	11
		継続
<p>子ども未来センターの開設以来、ドリーム学園で実施していた外来母子通園事業を発達支援親子グループ事業に改編して実施してきたが、当該事業へのニーズが高く、必要な子どもと保護者に対応しきれていない。効果的かつ効率的な事業のあり方について、人員体制や実施場所も含めて検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

2 成長-2	ドリーム学園でのグループ事業の実施	12
		継続
<p>子ども未来センターでの発達支援親子グループ事業を経験したお子さんで、保育園や幼稚園に入園後、集団生活を送るうえで何らかの支援が必要なお子さんに対応するため、ドリーム学園での療育ノウハウを活用したグループ事業を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

2 成長-3	発達支援グループの確保	13
		新規
<p>子ども未来センターで実施している発達支援親子グループの手法では効果が少ない子どもについては、より専門性の高い支援が必要となるため、医療機関が、医療としての見立てのもと実施する発達支援グループが求められる。医療機関の担当者と連携して、医療として実施する発達支援グループの枠の確保について検討する。</p>		
関係機関	市内小児科医療機関・専門医療機関	
他機能での再掲	なし	

2 成長-4	ドリーム学園における児童発達支援事業の検討	14
		充実
<p>ドリーム学園では、定員の25人全員を週5日間一括して療育を行っているが、発達に課題のある子が増加しており、入園できず待機児童となる子どもも発生している。このため、療育通園事業のあり方や役割について検討を行う。あわせて、障害のある乳幼児の一時預かりについても検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

2 成長-5	ドリーム学園通園児が通う保育園や幼稚園に対する支援の検討	15
		新規
<p>ドリーム学園に在籍していた乳幼児のうち、保育園や幼稚園に通う幼児については、ドリーム学園の職員が在籍園に定期的に訪問し状況を確認するとともに、園の職員に対し必要な支援を行うことを検討する。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	4 現場-13	

2 成長-6	重度心身障害児への対応	16
		充実
<p>医療機関や保健所等の専門機関以外には地域とのつながりを持たず、在宅で生活している重度心身障害児を対象に、必要に応じて地域で療育を行っている施設のノウハウを活用した支援の提供のあり方について検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

2 成長-7	心理相談及び個別療育枠の確保	8
		新規
<p>医療機関で具体的な診察を受けた後、心理相談や個別療育の提供などの支援が求められるが、専門的な資格やノウハウを持った職員が担当する必要があるため、市内小児科にて求めに応じて提供できるような体制を整えるよう努める。</p>		
関係機関	市内小児科医療機関	
他機能での再掲	1 相談-8 7 健診-5	

2 成長-8	発達検査枠の確保	17
		新規
乳幼児の状態像を把握し保護者や専門医療機関等と共有するためには、発達検査を行うことが大きな役割を果たすことになる。このため、必要に応じて発達検査を行うことが望ましいが、発達検査を行うためには専門的な知識や用具が必要となるため、要望に応じて市内小児科にて実施できるような体制を整えるよう努める。		
関係機関	市内小児科医療機関	
他機能での再掲	7 健診-6	

2 成長-9	乳幼児への療育の提供	18
		継続
就学前までの乳幼児のうち、障害のある乳幼児や発達に課題のある乳幼児を対象に継続して療育を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター、児童発達支援事業者	
他機能での再掲	なし	

2 成長-10	保育園及び幼稚園への障害児の受入	19
		継続
保護者が保育を必要としており、障害の程度が中、軽程度で集団保育が可能な乳幼児については、継続して保育園の入園を行う。また、幼稚園への障害児の入園については、幼稚園が子どもの状態と保護者の意向を踏まえたうえで、保護者の理解を得ながら判断する。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	5 家庭-8 8 理解-4	

2 成長-11	小・中学生の居場所の確保	20
		継続
小・中学生が、集団として自由な発想で遊びを楽しみながら人と人とのつながりを深めたり、コミュニケーション能力を伸ばしたりできる居場所として、児童館や学習館等を継続的に利用していくことができるようにするとともに、課題のある子どもたちへの小グループ活動等を通じた療育の視点を取り入れたプログラムの研究を行う。		
関係機関	子ども育成課・生涯学習推進センター	
他機能での再掲	5 家庭-9 8 理解-5	

2 成長-12	子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援	21
		充実
<p>保護者の養育力向上のため、子育てひろばにおける関わりや相談等を通して、子育てひろば指導員が保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもとの関わりの持ち方などについて支援する。また、保護者から、子育てによる心身の疲労などの訴えがあった場合には、子ども家庭支援センターなどの支援機関と連携して対応する。</p>		
関係機関	子育て推進課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	3 情報-2 5 家庭-11	

2 成長-13	子どもと保護者の愛着形成のための支援	22
		充実・一部新規
<p>子どもと保護者の関係づくりで基本となるのは親子の愛着の形成となっている。ベビープログラムなど、愛着形成を促すための手法の実施について検討する。また、子どもが1歳になる前までに、親子の間で適切な関係が構築できるよう、乳幼児健診や子育てひろばに来所した親子を対象に、映像などわかりやすい手段を活用した情報提供について検討する。</p>		
関係機関	子育て推進課・子ども家庭支援センター・健康推進課・児童発達支援事業者	
他機能での再掲	5 家庭-12 8 理解-6	

2 成長-14	ペアレントトレーニングの場	23
		新規
<p>少子化や核家族化が進み、出産前までに子育てに関する経験や知識を得る機会が少ない状況で子育てを行う保護者が増えている。子育てに悩む保護者にとって、子どもとのかかわりや愛着関係について学ぶことは大切であるため、子ども未来センター内でペアレントプログラムの提供に向けて検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	5 家庭-14	

2 成長-15	将来の見通しが持てる情報提供	10 充実
<p>発達に課題のある子を持つ保護者は、現時点での悩みだけではなく、子どもが成長した後の将来のことも心配している。そのため、将来の子どもの姿や生活全般の状況、支援策の有無等について、保護者に分かりやすく伝えるよう努める。</p>		
関係機関	<p>子ども家庭支援センター・健康推進課・子育て推進課・保育課・障害福祉課・教育支援課・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者・市内小児科医療機関・専門医療機関</p>	
他機能での再掲	<p>1 相談-10 5 家庭-5</p>	



### ➡ 3 情報共有機能

情報共有機能には、保護者と各関係機関（子育てひろばや保育園、幼稚園、子ども未来センター、健康会館、医療機関等）の間での情報共有と、関係機関同士での情報共有とがあります。途切れのない発達支援のためには、必要な情報を相手に分かりやすく伝える必要があります。

3 情報-1	母子手帳の活用	24
		継続
子どもが小学校や中学校に就学した後でも利用できるようになった母子手帳の活用を推進する。		
関係機関	健康推進課	
他機能での再掲	5 家庭-1	

3 情報-2	子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援	21
		充実
保護者の養育力向上のため、子育てひろばにおける関わりや相談等を通して、子育てひろば指導員が保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもとの関わりの持ち方などについて支援する。また、保護者から、子育てによる心身の疲労などの訴えがあった場合には、子ども家庭支援センターなどの支援機関と連携して対応する。		
関係機関	子育て推進課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	2 成長-12 5 家庭-11	

3 情報-3	乳幼児健診後の心理相談	1
		充実
乳幼児健診終了後、発達に課題のある乳幼児については、保護者の気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげる。その際、保護者の認識がない場合や障害受容ができていない場合には、心理相談等につなぎ、相談ニーズの促しを行う。また、保護者の受け止めが難しい場合には、保健師が同行して子育てひろばの事業に参加するなど、保護者の気持ちに寄り添いながら孤立した子育てにならないよう支援を行う。		
関係機関	子育て推進課・健康推進課	
他機能での再掲	1 相談-1 5 家庭-10 6 コーデ-1	



<b>3情報-4</b>	問診票の見直し	25
		充実
乳幼児健診で使用する問診票について、より保護者が子どもの状態像を記入しやすいように見直しを行う。		
関係機関	健康推進課	
他機能での再掲	なし	

<b>3情報-5</b>	地区担当保健師と子ども家庭支援センターとの連携	26
		継続
発達に課題のある乳幼児とその保護者の気持ちや悩みに寄り添った支援を行うため、地区担当保健師と子ども家庭支援センターの職員が連携し、よりすき間のない支援のためのあり方について検討を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課	
他機能での再掲	6コーデ-2	

<b>3情報-6</b>	保育園での課題や問題の共有、情報の発信	27
		継続
各園の保育コーディネーターが集まり情報や課題の共有を行うことができる場として「保育コーディネーター連絡会」を立ち上げる。必要に応じて、保育園や幼稚園など関係機関に対し、保育や発達支援に関する情報発信を行う。		
関係機関	保育課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	4現場-20 6コーデ-9	

<b>3情報-7</b>	保育所児童保育要録による情報提供	28
		継続
認可保育園や認証保育所など年長児童を保育する保育施設においては、保育所児童保育要録を用いて小学校への情報提供を継続して実施する。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

<b>3情報-8</b>	<b>就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携</b>	5
		充実
就学先について不安や悩みを持つ保護者が、より就学相談を受けやすくするため、就学相談説明会のあり方について、保護者会との連携なども含めて検討を行う。また、相談の質の向上のため、保護者の同意のもと、教育支援課と子ども家庭支援センターとの連携を進め、多方面からの情報収集を行うよう努める。		
関係機関	子ども家庭支援センター・教育支援課	
他機能での再掲	1相談-5 5家庭-6	

<b>3情報-9</b>	<b>就学支援シートによる情報提供</b>	29
		継続
保護者から依頼があった場合には、子どもの保育園での様子を丁寧に記入するなど、就学支援シートの提出支援を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・保育課・児童養護施設・市内小児科医療機関・専門医療機関・教育支援課・児童発達支援事業者	
他機能での再掲	なし	

<b>3情報-10</b>	<b>子ども未来センター内での連携のあり方の検討</b>	30
		継続
子ども未来センターの相談窓口は子ども家庭総合相談、発達相談、就学相談、教育相談、子ども総合相談に分かれており、それぞれの間での情報共有と連携のあり方について検討を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・教育支援課	
他機能での再掲	なし	

<b>3情報-11</b>	<b>サポートファイルの導入に向けた検討</b>	31
		新規
お子さんが、適切な支援につながりやすくするよう、お子さんが生まれてからの成長の過程や生活の様子などを記録することができるサポートファイルの導入を検討する。		
関係機関	子ども家庭支援センター・教育支援課	
他機能での再掲	5家庭-2	

<b>3 情報-12</b>	<b>民間療育機関等の連携と情報共有への支援</b>	32
		新規
<p>児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業者については、事業開始間もない事業者も多く、事業の質の向上も求められることから、事業者間はもとより、子ども家庭支援センターや子育て推進課など、発達支援にかかる主管課との連携が深まるよう支援する。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課・子育て推進課・障害福祉課・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者	
他機能での再掲	4現場-18	

<b>3 情報-13</b>	<b>子ども未来センターと小学校や学童保育所等との連携のあり方の検討</b>	33
		充実
<p>子ども未来センターの設置以降、就学相談や就学支援シートの利用が増えているが、小学校や学童保育所等でのさらなる有効活用につなげるため、子ども未来センターと小学校や学童保育所等との連携、さらには、保育園や幼稚園と小学校の情報共有のあり方について検討する。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・保育課・子ども育成課・教育支援課・指導課・児童発達支援事業者・児童養護施設	
他機能での再掲	なし	

<b>3 情報-14</b>	<b>児童館や学童保育所と就学前に関わっていた機関との情報共有の仕組みの検討</b>	34
		新規
<p>児童館や学童保育所を利用する子どものうち、何らかの配慮が必要な子どもについて、児童館や学童保育所での支援に役立てるため、就学前に関わっていた機関との情報共有の仕組みについて検討を行う。</p>		
関係機関	保育課・子ども家庭支援センター・教育支援課・指導課・子ども育成課	
他機能での再掲	なし	

<b>3 情報-15</b>	<b>児童館や学童保育所と小・中学校との情報共有の場の検討</b>	35
		新規
<p>児童館や学童保育所での子どもの日々の状況は、小・中学校での様子や出来事などと密接な連携があると考えられるため、小・中学校との情報共有の場の持ち方について検討を行う。</p>		
関係機関	子ども育成課・指導課・教育支援課	
他機能での再掲	なし	

<b>3情報-16</b>	<b>市内小児科医療機関へのつなぎ</b>	7
		継続
<p>発達相談や発達支援親子グループに在籍している乳幼児はもとより、医療機関での診察や相談等を必要とすると考えられるお子さんについては、保護者の同意のもと、市内小児科と連携して、診察や相談につなげる。</p>		
関係機関	<p>子ども家庭支援センター・子育て推進課・保育課・健康推進課・市内小児科医療機関・児童養護施設・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者</p>	
他機能での再掲	<p>1相談-7 6コーデ-3</p>	

<b>3情報-17</b>	<b>市内小児科医・専門医療機関などの関係機関との連携</b>	36
		継続
<p>子どもの発達に関する相談において、専門的な診察や相談が必要と認められる場合は、受診等を促すとともに、自ら受診が困難な場合には、同行受診などの必要な支援を進める。また、保護者の同意に基づき、必要に応じ、市内小児科医・専門医療機関や子ども家庭支援センター等の子育て支援機関との情報共有に努める。</p>		
関係機関	<p>保育課・子ども家庭支援センター・健康推進課</p>	
他機能での再掲	<p>5家庭-18</p>	

<b>3情報-18</b>	<b>専門医療機関へのつなぎ</b>	9
		継続
<p>より専門性の高い診察や相談等を要すると判断した場合には、市内小児科医療機関と連携しながら、対象者について、専門医療機関の診察や発達支援グループにつなげるよう情報共有及び情報提供を行う。</p>		
関係機関	<p>子ども家庭支援センター・健康推進課・教育支援課・市内小児科医療機関・専門医療機関</p>	
他機能での再掲	<p>1相談-9 6コーデ-4</p>	

<b>3情報-19</b>	<b>専門医療機関との情報共有及び連携</b>	37
		充実
<p>市内小児科にて診察や相談をすでに受けている乳幼児のうち、より専門性の高い診察や相談等が必要とされる乳幼児については、都立小児総合医療センター等の専門医療機関と情報連携し、適切な支援が受けられるよう支援を行う。</p>		
関係機関	<p>市内小児科医療機関・専門医療機関</p>	
他機能での再掲	<p>なし</p>	

3 情報-20	子どもに関わる機関の間で、お互いの役割や立場の違いの理解	38
		新規
<p>保育園や幼稚園、児童発達支援事業者、児童館、学童保育所、小・中学校での発達に課題のあるお子さんへの支援内容については、各施設の目的などにより異なっている。途切れのない発達支援体制の構築のためには、民設であるか公設であるかは問わず、各施設がお互いの目的を認識するとともに、どのような支援を受けていたのか、また、今後どのような支援を受けられるのかなど発達に課題のある子への支援の状況に違いがあることを認識することが必要となる。このため、そのような機会の確保について検討を行う。</p>		
関係機関	子ども育成課・保育課・指導課・教育支援課・児童養護施設・児童発達支援事業者	
他機能での再掲	なし	

3 情報-21	要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有	39
		充実
<p>子どもの発達に何らかの課題があり、将来的に子ども自身の成長に影響があると見込まれる場合で、保護者が課題を受け止めきれず虐待やネグレクトに発展する可能性があるで見込まれる場合については、関係機関は、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、家庭訪問等を含めた見守りを行うよう努める。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・子育て推進課・子ども育成課・保育課・健康推進課・教育支援課・児童養護施設・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者・市内小児科医療機関	
他機能での再掲	4 現場-25	

## 4 現場職員支援機能

現場職員支援機能には、お子さんと関わる施設（子育てひろばや保育園、幼稚園等）の職員の体制整備やスキル向上のための様々な研修等のほか、機関の間での円滑な情報共有があります。途切れのない発達支援のためには、現場職員を技術や情報など多面的に支援する必要があります。

<b>4 現場-1</b>	<b>子育てひろば職員研修</b>	40
		継続
子育てひろば職員に対し、保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行うため、研修を継続して実施する。		
関係機関	子育て推進課	
他機能での再掲	なし	

<b>4 現場-2</b>	<b>子育てひろば嘱託職員のコーディネートスキルの向上</b>	41
		充実
子育てひろばについては、乳幼児を育てている保護者が無料で利用できる施設であり、多くの乳幼児の来所があることから、子育てひろばの指導員には保護者に寄り添いながら、悩みや焦りなどの気持ちを共有するスキルの向上が求められる。そのため、巡回支援を行う嘱託職員については、保護者の悩みや焦りへの対応、特に、子どもの発達に関する課題への対応力の向上が求められるため、発達支援のコーディネート力を強化する。		
関係機関	子育て推進課	
他機能での再掲	6 コーデ-5	

<b>4 現場-3</b>	<b>子育てひろばへの支援</b>	42
		継続
嘱託職員が子育てひろばを巡回し、特に支援が必要な子どもや保護者を関係機関につなぐなど、子育てひろばを支援する。		
関係機関	子育て推進課	
他機能での再掲	なし	

4 現場-4	発達に課題のある子どもへの対応力の向上	43
		継続
認可保育園の保育士を対象に、保育技術の向上をめざして行う保育コーディネーター研修を継続的に受講する機会の確保に努める。		
関係機関	保育課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	6 コーデ-7	

4 現場-5	幼稚園教諭研修	44
		継続
障害児や発達に課題のある幼児への保育について、継続して研修を実施する。		
関係機関	保育課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

4 現場-6	保育士研修	45
		継続
障害児や発達に課題のある乳幼児への保育について、担当保育士はもとよりクラス担任保育士等にも継続して研修を実施する。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

4 現場-7	発達に課題のある子どもへの理解を深める機会の確保	46
		継続
児童館や学童保育所の職員が、日々の保育や指導の中から振り返りなどを行い、障害児のことや発達に課題のある子への理解を深めるよう努める。		
関係機関	子ども育成課	
他機能での再掲	なし	



<b>4 現場-8</b>	<b>児童館及び学童保育所職員の障害児対応力の向上</b>	47
		継続
<p>児童館や学童保育所を利用する障害児や発達に課題のある子どもへの適切な対応や支援の力を向上させるため、児童館や学童保育所の職員を対象に、継続して研修を実施する。</p>		
関係機関	子ども育成課	
他機能での再掲	なし	

<b>4 現場-9</b>	<b>スキルアップのための研修用映像資料の作成</b>	48
		新規
<p>保育園や幼稚園等で勤務する職員の発達に課題がある子どもへの対応スキル向上のためには研修機会を確保することが大切だが、研修日程や研修場所が合わず参加できない場合や、園外での研修の場合、代替職員の確保も求められる場合がある。このため、研修内容を映像化するなどより多くの職員が研修を受けられるようになる手法の検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

<b>4 現場-10</b>	<b>子育てひろば等における地域支援のあり方の検討</b>	49
		充実
<p>保育園の保育士が、子育てひろばにおいて、子育てひろばの利用者を対象に、親子の関わり方の気づきにつなげてもらうため、保護者と子どもとの関わり遊びを促すなど、地域支援のあり方について検討を行う。</p>		
関係機関	子育て推進課・保育課	
他機能での再掲	なし	

<b>4 現場-11</b>	<b>巡回保育相談</b>	50
		充実
<p>認可保育園及び幼稚園を対象に実施している巡回保育相談について、巡回対象園の充実を図るとともに、巡回保育相談担当相談員について、子ども未来センターでの発達相談との情報共有を深めるため、あり方について検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	



4 現場-12	連携保育施設への技術支援	51
		継続
<p>保育園は、連携保育所となっている地域型保育所に対し、子どもの見立てや接し方などにおいて技術的な支援を行う。</p>		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

4 現場-13	ドリーム学園通園児が通う保育園や幼稚園に対する支援の検討	15
		新規
<p>ドリーム学園に在籍していた乳幼児のうち、保育園や幼稚園に通う幼児については、ドリーム学園の職員が在籍園に定期的に訪問し状況を確認するとともに、園の職員に対し必要な支援を行うことを検討する。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	2 成長-5	

4 現場-14	児童館や学童保育所への巡回相談	52
		継続
<p>児童館や学童保育所職員を支援するため、巡回相談を継続して実施する。</p>		
関係機関	子ども育成課	
他機能での再掲	なし	

4 現場-15	子育て支援機関等への技術的な支援の検討	53
		充実
<p>認可保育園や幼稚園、子育てひろばなど、市内の子育て支援機関に対し、障害児や発達に課題のある子への対応力の強化を図るため、医療機関としての見地から技術的な支援を行うことについて検討を行う。</p>		
関係機関	市内小児科医療機関・専門医療機関	
他機能での再掲	なし	

4 現場-16	児童養護施設への支援	54
		充実
<p>児童養護施設に入所し、市内の小学校へ入学予定の幼児のうち、発達に課題のある幼児については、児童養護施設からの要請に基づき、巡回保育相談や発達相談の対象とするよう検討を行うとともに、就学先についても特別支援学級等の利用の検討が必要な場合には、就学相談の利用についても検討を行う。</p>		
関係機関	児童養護施設・子ども家庭支援センター・教育支援課	
他機能での再掲	なし	

4 現場-17	障害児相談支援事業者のスキル向上への支援	55
		新規
<p>児童発達支援や放課後等デイサービスなどの児童福祉法上のサービスを利用する際には、障害児支援利用計画を障害児相談支援事業者が作成することになるが、児童、特に未就学児に関する障害児支援や療育のノウハウについては十分とは言えない状況である。障害福祉課や子ども家庭支援センターなど未就学児の発達支援に係る部署との連携が深まるよう支援する。</p>		
関係機関	障害福祉課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

4 現場-18	民間療育機関等の連携と情報共有への支援	32
		新規
<p>児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業者については、事業開始間もない事業者も多く、事業の質の向上も求められることから、事業者間ではもとより、子ども家庭支援センターや子育て推進課など、発達支援にかかる主管課との連携が深まるよう支援する。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課・子育て推進課・障害福祉課・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者	
他機能での再掲	3 情報-12	

4 現場-19	障害児保育研究会	56
		継続
<p>認可保育園の保育士が参加する障害児保育研究会を継続して実施する。</p>		
関係機関	保育課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

4 現場-20	保育園での課題や問題の共有、情報の発信	27
		継続
各園の保育コーディネーターが集まり情報や課題の共有を行うことができる場として「保育コーディネーター連絡会」を立ち上げる。必要に応じて、保育園や幼稚園など関係機関に対し、保育や発達支援に関する情報発信を行う。		
関係機関	保育課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	3 情報-6 6 コーデ-9	

4 現場-21	発達に課題のある子への療育的取組	57
		継続
認可保育園に入園している子どものうち、発達に課題のある子どもを対象に、通常の保育を行う中でより療育的な関わりを行うための取組みや人材育成のあり方、体制について検討を行う。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

4 現場-22	障害児対応職員の加配（認可保育園）	58
		継続
認可保育園に対して実施している障害児保育士の加配について、継続して実施する。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

4 現場-23	障害児対応職員の加配（幼稚園）	59
		新規
幼稚園でも、障害児や発達に課題のある幼児の受け入れを進めるため、障害児対応職員を加配した場合の補助制度の導入について検討を行う。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

4 現場-24	障害児対応職員の加配の判断	60
		充実
<p>保育園や幼稚園で、障害児対応職員の加配を行う際に、現在の制度では、医師による診断書等において加配が必要な判断がなされていることが必要となっている。しかしながら、実際の運営上は、医師による診断が難しい子どもについても加配が必要な状況が発生している場合も多くある。このため、加配職員を配置する際の判断基準について、保護者の感情にも配慮しながらあり方について検討を行う。</p>		
関係機関	保育課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

4 現場-25	要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有	39
		充実
<p>子どもの発達に何らかの課題があり、将来的に子ども自身の成長に影響があると見込まれる場合で、保護者が課題を受け止めきれず虐待やネグレクトに発展する可能性があると思込まれる場合については、関係機関は、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、家庭訪問等を含めた見守りを行うよう努める。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・子育て推進課・子ども育成課・保育課・健康推進課・教育支援課・児童養護施設・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者・市内小児科医療機関	
他機能での再掲	3 情報-21	

## ➡ 5 家庭支援機能

家庭支援機能には、発達に課題のある子を育てる保護者や家庭を対象に、子育てや発達に関する知識や技術を伝えていくとともに気持ちを支えるための支援があります。途切れのない発達支援のためには、発達に課題のある子どもへの支援だけでなく、子どもをもっとも近くで支えている保護者や家庭への支援も重要となります。

5家庭-1	母子手帳の活用	24
		継続
子どもが小学校や中学校に就学した後も利用できるようになった母子手帳の活用を推進する		
関係機関	健康推進課	
他機能での再掲	3情報-1	

5家庭-2	サポートファイルの導入に向けた検討	31
		新規
お子さんが、適切な支援につながりやすくするよう、お子さんが生まれてからの成長の過程や生活の様子などを記録することができるサポートファイルの導入を検討する。		
関係機関	子ども家庭支援センター・教育支援課	
他機能での再掲	3情報-11	

5家庭-3	乳幼児期から子どもと適切な関わり方を理解する資料の作成	61
		新規
0歳児の頃からの子どもとの愛着関係の構築は、その後の子どもの発達にも大きく影響するため、非常に大切なものである。近年、少子化や核家族化がますます進み、出産前までに子育てに関する経験や知識を得る機会が少ない状況で子育てを行う保護者が増えている。このため、子育て、特に0歳児の頃の関わり合いを学ぶことができる映像資料を作成するなど、保護者の子どもとの関わり合いのスキルアップのための手法を検討する。		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

5家庭-4	インターネットによる情報提供	62
		新規
<p>子どもの発達支援に関する情報が保護者や市民の目に触れるためには、インターネットを活用することが重要となる。また、子どもの発達については、他人に知られたくない情報でもあり、子ども未来センターや市内小児科医での相談も心理的負担が重く相談につながらないケースもある。そういった保護者の心理的負担を軽減するためにも、インターネットを活用した情報提供や事例集の提供は重要なこととなる。保育園や幼稚園、市のサイトと民間の療育機関のサイトとを相互リンクし、より利用しやすい環境を整える。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・保育課・児童発達支援事業者	
他機能での再掲	8理解-3	

5家庭-5	将来の見通しが持てる情報提供	10
		充実
<p>発達に課題のある子を持つ保護者は、現時点での悩みだけではなく、子どもが成長した後の将来のことも心配している。そのため、将来の子どもの姿や生活全般の状況、支援策の有無等について、保護者に分かりやすく伝えるよう努める。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課・子育て推進課・保育課・障害福祉課・教育支援課・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者・市内小児科医療機関・専門医療機関	
他機能での再掲	1相談-10 2成長-15	

5家庭-6	就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携	5
		充実
<p>就学先について不安や悩みを持つ保護者が、より就学相談を受けやすくするため、就学相談説明会のあり方について、保護者会との連携なども含めて検討を行う。また、相談の質の向上のため、保護者の同意のもと、教育支援課と子ども家庭支援センターとの連携を進め、多方面からの情報収集を行うよう努める。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・教育支援課	
他機能での再掲	1相談-5 3情報-8	

5家庭-7	保護者が安心できる場としての子育てひろばの提供	63
		継続
乳幼児を抱える保護者が安心して利用できる施設として、常設の子育てひろばを平成31年度までに17か所開設する。		
関係機関	子育て推進課	
他機能での再掲	なし	

5家庭-8	保育園及び幼稚園への障害児の受入	19
		継続
保護者が保育を必要としており、障害の程度が中、軽程度で集団保育が可能な乳幼児については、継続して保育園の入園を行う。また、幼稚園への障害児の入園については、幼稚園が子どもの状態と保護者の意向を踏まえたうえで、保護者の理解を得ながら判断する。		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	2成長-10 8理解-4	

5家庭-9	小・中学生の居場所の確保	20
		継続
小・中学生が、集団として自由な発想で遊びを楽しみながら人と人とのつながりを深めたり、コミュニケーション能力を伸ばしたりできる居場所として、児童館や学習館等を継続的に利用していくことができるようにするとともに、課題のある子どもたちへの小グループ活動等を通じた療育の視点を取り入れたプログラムの研究を行う。		
関係機関	子ども育成課・生涯学習推進センター	
他機能での再掲	2成長-11 8理解-5	

5家庭-10	乳幼児健診後の心理相談	1
		充実
乳幼児健診終了後、発達に課題のある乳幼児については、保護者の気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげる。その際、保護者の認識がない場合や障害受容ができていない場合には、心理相談等につなぎ、相談ニーズの促しを行う。また、保護者の受け止めが難しい場合には、保健師が同行して子育てひろばの事業に参加するなど、保護者の気持ちに寄り添いながら孤立した子育てにならないよう支援を行う。		
関係機関	子育て推進課・健康推進課	
他機能での再掲	1相談-1 3情報-3 6コーデ-1	



5家庭-11	子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援	21
		継続
<p>保護者の養育力向上のため、子育てひろばにおける関わりや相談等を通して、子育てひろば指導員が保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもとの関わりの持ち方などについて支援する。また、保護者から、子育てによる心身の疲労などの訴えがあった場合には、子ども家庭支援センターなどの支援機関と連携して対応する。</p>		
関係機関	子育て推進課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	2成長-12 3情報-2	

5家庭-12	子どもと保護者の愛着形成のための支援	22
		充実・一部新規
<p>子どもと保護者の関係づくりで基本となるのは親子の愛着の形成となっている。ベビープログラムなど、愛着形成を促すための手法の実施について検討する。また、子どもが1歳になる前までに、親子の間で適切な関係が構築できるよう、乳幼児健診や子育てひろばに来所した親子を対象に、映像などわかりやすい手段を活用した情報提供について検討する。</p>		
関係機関	子育て推進課・子ども家庭支援センター・健康推進課・児童発達支援事業者	
他機能での再掲	2成長-13 8理解-6	

5家庭-13	地域による支援につなげる教育相談	6
		継続
<p>より効果的な家族支援のため、教育相談において教育委員会や小・中学校とのより密接な連携はもとより、必要に応じて、保護者の同意のもと子ども家庭支援センターなど関係機関とも連携しながら地域による支援につなげるよう努める。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課・教育支援課・児童発達支援事業者	
他機能での再掲	1相談-6	

5家庭-14	ペアレントトレーニングの場	23
		新規
<p>少子化や核家族化が進み、出産前までに子育てに関する経験や知識を得る機会が少ない状況で子育てを行う保護者が増えている。子育てに悩む保護者にとって、子どものかかわりや愛着関係について学ぶことは大切であるため、子ども未来センター内でペアレントプログラムの提供に向けて検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	2成長-14	

5家庭-15	「おしゃべり場」などの共感の場	64
		継続
<p>月1回実施している、発達に課題のある子どもを持つ保護者の話の場を、関係団体と協働しながら継続して実施する。また、より保護者の参加が得られるような手法や場所について検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

5家庭-16	発達支援に関する講座	65
		継続
<p>子ども未来センターで実施している子育て支援啓発事業や学習館などで実施している市民対象講座の中で、発達支援に関する講座の開催に継続して取り組む。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・生涯学習推進センター	
他機能での再掲	8理解-1	

5家庭-17	発達支援団体との連携	66
		新規
<p>保護者が自分の子どもの発達の課題に向き合うためには、信頼関係を構築した専門家との相談だけでなく、同じ悩みを持つ保護者とのやり取りがきっかけとなる場合もある。また、発達に課題のある子どもを持つ保護者だからこそ発信できることも多い。このため、保護者の支援や理解啓発において、発達支援団体が市とともに担い手として活動するための連携協働について検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	8理解-2	

5家庭-18	市内小児科医・専門医療機関などの関係機関との連携	36
		継続
<p>子どもの発達に関する相談において、専門的な診察や相談が必要と認められる場合は、受診等を促すとともに、自ら受診が困難な場合には、同行受診などの必要な支援を進める。また、保護者の同意に基づき、必要に応じ、市内小児科医・専門医療機関や子ども家庭支援センター等の子育て支援機関との情報共有に努める。</p>		
関係機関	保育課・子ども家庭支援センター・健康推進課	
他機能での再掲	3情報-17	

## ➡ 6 コーディネート機能

コーディネート機能には、子育てひろばや保育園、幼稚園などの地域に身近な施設から子ども未来センターや医療機関など専門性の高い機関でのコーディネートが含まれます。保護者にとっては、今後の子どもとの関わりや相談機関をはじめ、子どもに関する社会資源など、わからないことばかりです。必要な情報を取捨選択したり、先の見通しをつけることはとても大切なこととなります。

6 コーデ-1	乳幼児健診後の心理相談	1
		充実
乳幼児健診終了後、発達に課題のある乳幼児については、保護者の気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげる。その際、保護者の認識がない場合や障害受容ができていない場合には、心理相談等につなぎ、相談ニーズの促しを行う。また、保護者の受け止めが難しい場合には、保健師が同行して子育てひろばの事業に参加するなど、保護者の気持ちに寄り添いながら孤立した子育てにならないよう支援を行う。		
関係機関	子育て推進課・健康推進課	
他機能での再掲	1 相談-1 3 情報-3 5 家庭-10	

6 コーデ-2	地区担当保健師と子ども家庭支援センターとの連携	26
		継続
発達に課題のある乳幼児とその保護者の気持ちや悩みに寄り添った支援を行うため、地区担当保健師と子ども家庭支援センターの職員が連携し、よりすき間のない支援のためのあり方について検討を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課	
他機能での再掲	3 情報-5	

6 コーデ-3	市内小児科医療機関へのつなぎ	7
		継続
発達相談や発達支援親子グループに在籍している乳幼児はもとより、医療機関での診察や相談等を必要とすると考えられるお子さんについては、保護者の同意のもと、市内小児科と連携して、診察や相談につなげる。		
関係機関	子ども家庭支援センター・子育て推進課・保育課・健康推進課・市内小児科医療機関・児童養護施設・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者	
他機能での再掲	1 相談-7 3 情報-16	

6 コーデ-4	専門医療機関へのつなぎ	9
		継続
<p>より専門性の高い診察や相談等を要すると判断した場合には、市内小児科医療機関と連携しながら、対象者について、専門医療機関の診察や発達支援グループにつなげるよう情報共有及び情報提供を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課・教育支援課・市内小児科医療機関・専門医療機関	
他機能での再掲	1 相談-9 3 情報-18	

6 コーデ-5	子育てひろば嘱託職員のコーディネートスキルの向上	41
		充実
<p>子育てひろばについては、乳幼児を育てている保護者が無料で利用できる施設であり、多くの乳幼児の来所があることから、子育てひろばの指導員には保護者に寄り添いながら、悩みや焦りなどの気持ちを共有するスキルの向上が求められるとともに、巡回支援を行う嘱託職員については、保護者の悩みや焦りへの対応、特に、子どもの発達に関する課題への対応力の向上が求められるため、発達支援のコーディネート力を強化する。</p>		
関係機関	子育て推進課	
他機能での再掲	4 現場-2	

6 コーデ-6	発達支援に関するコーディネートスキルの向上	67
		継続
<p>途切れのない発達支援の拠点として、子ども未来センターには、巡回保育相談や5歳児相談などを通して、現場職員への技術支援や助言はもとより、保護者の気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげていく能力が求められる。このため、子ども家庭支援センター職員の発達支援に関するコーディネート力の向上を図る。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

6 コーデ-7	発達に課題のある子どもへの対応力の向上	42
		継続
<p>認可保育園の保育士を対象に、保育技術の向上をめざして行う保育コーディネーター研修を継続的に受講する機会の確保に努める。</p>		
関係機関	保育課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	4 現場-4	

6 コーデ-8	保育コーディネーター	68
		継続
<p>保育コーディネーターが保育園の中で役割を効果的に発揮できるよう支援を行うとともに、各園の運営者に対して当該制度が担う役割の周知を行う。</p>		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	なし	

6 コーデ-9	保育園での課題や問題の共有、情報の発信	27
		継続
<p>各園の保育コーディネーターが集まり情報や課題の共有を行うことができる場として「保育コーディネーター連絡会」を立ち上げる。必要に応じて、保育園や幼稚園など関係機関に対し、保育や発達支援に関する情報発信を行う。</p>		
関係機関	保育課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	3情報-6 4現場-20	

6 コーデ-10	将来の見通しが持てるコーディネート	69
		新規
<p>支援に関する幅広い知識に加え、知識を有する方のコーディネートがあると、子どもにとって必要な支援を保護者自身が選択できるようになる。このため、子どもが持つ発達の課題を適切にアセスメントし、必要な支援につなげるコーディネート力を持った人材を育成する。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課・子育て推進課・保育課・障害福祉課	
他機能での再掲	なし	

6 コーデ-11	つながりやすいコーディネート	70
		充実
<p>子どもや保護者を他機関に紹介する際に、紹介元の機関の担当者が紹介先の機関の支援内容や担当者のことを良く理解していると、円滑に他機関につながるが多い。このため、各機関でコーディネートを担当する職員は、なるべく多くの機関の情報を入手するのはもとより、可能な限り各機関の担当者と、顔の見える関係を構築しておくよう努める。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課・子育て推進課・保育課・障害福祉課	
他機能での再掲	なし	

## 7 健診・診察機能

健診・診察機能には、健康会館で行う乳幼児健診のほか、市内小児科医療機関や専門医療機関での診察があります。途切れのない発達支援のためには、医療機関が実施する診察や発達検査などを通じて発達の課題や状態像について明確にすることが必要となります。

7 健診-1	乳幼児健診後の心理相談のあり方	71
		新規
<p>子ども未来センターで行っている発達相談と健康会館での乳幼児健診後に行っている心理相談について、目的と役割を整理し、相談枠をより有効活用できるよう、振り分けの主担当やあり方について検討を行う。</p>		
関係機関	健康推進課・子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

7 健診-2	市内小児科への支援	72
		新規
<p>発達に関する初診までの期間を短縮するとともに、専門的な心理相談や個別療育を行うことができるよう、支援の実施に向けて検討を行う。</p>		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	なし	

7 健診-3	子どもの成長発達に関するアセスメント力の向上	73
		新規
<p>成長発達の課題について医療機関での診察を必要としている子どもが増えているが、市内には診察ができる小児科が少ない。このため、かかりつけ小児科となっている市内小児科医療機関については、子どもの病気やけがはもとより、子どもの成長発達に関するアセスメント力の向上に努めるものとする。</p>		
関係機関	市内小児科医療機関	
他機能での再掲	なし	



7 健診-4	診察枠の確保	74
		新規
<p>医療機関での診察を必要としている子どもが多く、初診までの期間が数か月要することもあるため、保護者の支援を求める気持ちが消失し、支援につながらない乳幼児も少なからず存在することが考えられる。このため、市内在住の乳幼児については、市内小児科にて発達に関する初診を1か月以内に必ず受診できるよう体制を整える。</p>		
関係機関	市内小児科医療機関	
他機能での再掲	なし	

7 健診-5	心理相談及び個別療育枠の確保	8
		新規
<p>医療機関にて具体的な診察を受けた後、心理相談や個別療育の提供などの支援が求められるが、専門的な資格やノウハウを持った職員が担当する必要があるため、市内小児科にて求めに応じて提供できるような体制を整えるよう努める。</p>		
関係機関	市内小児科医療機関	
他機能での再掲	1 相談-8 2 成長-7	

7 健診-6	発達検査枠の確保	17
		新規
<p>乳幼児の状態像を把握し保護者や専門医療機関等と共有するためには、発達検査を行うことが大きな役割を果たすことになる。このため、必要に応じて発達検査を行うことが望ましいが、発達検査を行うためには専門的な知識や用具が必要となるため、要望に応じて市内小児科にて実施できるような体制を整えるよう努める。</p>		
関係機関	市内小児科医療機関	
他機能での再掲	2 成長-8	

7 健診-7	専門医療機関と市内小児科医療機関との連携	75
		新規
<p>市内小児科医療機関で診察や心理相談等を受けた子どものうち、より専門的な診察や個別または小集団での療育を必要とすると判断した場合には、東京都立の専門医療機関につなぐ。東京都立の専門医療機関においても、市内小児科医療機関から申し出があった場合には、可能な範囲で早期に必要な対応をとる。</p>		
関係機関	市内小児科医療機関・専門医療機関	
他機能での再掲	なし	



7 健診-8	小学生から高校生まで対応可能な外来枠の確保	76 新規
<p>小学生から高校生までの子どものうち、友達との関係や勉強での悩みを抱えている子どもについて、医療面からのサポートが可能となるよう、市内医療機関において心療小児科などの設置について取り組む。</p>		
関係機関	市内小児科医療機関	
他機能での再掲	なし	

## 8 理解啓発機能

理解啓発機能には、発達に課題のある子やその保護者を対象とするものばかりではなく、それを支える支援者や地域住民の方を対象とするものも含めています。発達に課題のある子もない子も地域で暮らしていくためには、当事者やその家庭だけでなく 地域で暮らしている住民の方まで含めて、みんなが発達に課題のある子について理解していくことが大切なこととなります。

<b>8理解-1</b>	<b>発達支援に関する講座</b>	65 継続
子ども未来センターで実施している子育て支援啓発事業や学習館などで実施している市民対象講座の中で、発達支援に関する講座の開催に継続して取り組む。		
関係機関	子ども家庭支援センター・生涯学習推進センター	
他機能での再掲	5家庭-16	

<b>8理解-2</b>	<b>発達支援団体との連携</b>	66 新規
保護者が自分の子どもの発達の課題に向き合うためには、信頼関係を構築した専門家との相談だけでなく、同じ悩みを持つ保護者とのやり取りがきっかけとなる場合もある。また、発達に課題のある子どもを持つ保護者だからこそ発信できることも多い。このため、保護者の支援や周知啓発において、発達支援団体が市とともに担い手として活動するための連携協働について検討を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター	
他機能での再掲	5家庭-17	

<b>8理解-3</b>	<b>インターネットによる情報提供</b>	62 新規
子どもの発達支援に関する情報が保護者や市民の目に触れるためには、インターネットを活用することが重要となる。また、子どもの発達については、他人に知られたくない情報でもあり、子ども未来センターや市内小児科医での相談も心理的負担が重く相談につながらないケースもある。そういった保護者の心理的負担を軽減するためにも、インターネットを活用した情報提供や事例集の提供は重要なこととなる。保育園や幼稚園、市のサイトと民間の療育機関のサイトとを相互リンクし、より利用しやすい環境を整える。		
関係機関	子ども家庭支援センター・保育課・児童発達支援事業者	
他機能での再掲	5家庭-4	

8理解-4	保育園及び幼稚園への障害児の受入	19
		継続
<p>保護者が保育を必要としており、障害の程度が中、軽程度で集団保育が可能な乳幼児については、継続して保育園の入園を行う。また、幼稚園への障害児の入園については、幼稚園が子どもの状態と保護者の意向を踏まえたうえで、保護者の理解を得ながら判断する。</p>		
関係機関	保育課	
他機能での再掲	2成長-10 5家庭-8	

8理解-5	小・中学生の居場所の確保	20
		継続
<p>小・中学生が、集団として自由な発想で遊びを楽しみながら人と人とのつながりを深めたり、コミュニケーション能力を伸ばしたりできる居場所として、児童館や学習館等を継続的に利用していくことができるようにするとともに、課題のある子どもたちへの小グループ活動等を通じた療育の視点を取り入れたプログラムの研究を行う。</p>		
関係機関	子ども育成課・生涯学習推進センター	
他機能での再掲	2成長-11 5家庭-9	

8理解-6	子どもと保護者の愛着形成のための支援	22
		充実・一部新規
<p>子どもと保護者の関係づくりで基本となるのは親子の愛着の形成となっている。ベビープログラムなど、愛着形成を促すための手法の実施について検討する。また、子どもが1歳になる前までに、親子の間で適切な関係が構築できるよう、乳幼児健診や子育てひろばに来所した親子を対象に、映像などわかりやすい手段を活用した情報提供について検討する。</p>		
関係機関	子育て推進課・子ども家庭支援センター・健康推進課・児童発達支援事業者	
他機能での再掲	2成長-13 5家庭-12	

## 資料

### ▶1 立川市発達支援計画策定検討委員会設置要綱

#### 立川市発達支援計画策定検討委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 0歳児から義務教育就学期にある子どものうち、発達支援が必要と考えられる子ども及びその保護者を対象に、市内の子育て支援機関が着実な情報連携のもと早期に適切な支援を提供できるよう立川市発達支援計画を策定するため、立川市発達支援計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達支援計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認めること。

##### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成し、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱する。

- (1) 子どもの発達に関する知見を有する者 1人
- (2) 発達支援に関する見識のある者 1人
- (3) 保育又は幼児教育に関わる者 2人以内
- (4) 小児医療に関わる者 1人
- (5) 義務教育に関わる者 1人
- (6) 発達支援に関わる者 1人
- (7) 児童養護に関わる者 1人
- (8) 公募市民 2人以内

##### (会議等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

##### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

##### (意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

##### (会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。

- 2 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成12年立川市規則第8号）第4条の規定を適用するものとする。

(謝礼及び記念品)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども家庭支援センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の終了をもってその効力を失う。

## ▼2 委員名簿

### (1) 委員

	氏名	委員枠
委員長	田中 哲	子どもの発達に関する知見を有する者 (都立小児総合医療センター副院長)
副委員長	中村 ひとみ	市民公募
委員	藤原 里美	発達支援に関する見識のある者 (小児総合医療センター主任技術者)
委員	野村 哲	保育又は幼児教育に関わる者 (社会福祉法人金剛会 富士見保育園 園長)
委員	林 睦子	保育又は幼児教育に関わる者 (学校法人雨宮学園みたから幼稚園副園長)
委員	宮田 章子	小児医療に関わる者 (さいわいこどもクリニック院長)
委員	田中 光晴	義務教育に関わる者 (立川市立第二小学校 校長)
委員	原口 愛子	発達支援に関わる者 (株)LITALICO LITALICO ジュニア立川教室 教室長)
委員	石田 昌久	児童養護に関わる者 (社会福祉法人至誠学舎立川 至誠学園 副施設長)
委員	水野 夏美	市民公募

## (2) 事務局

	氏名	所属・職
事務局	吉田 正子	子ども家庭部長
事務局	太田 勇	子ども家庭部子ども家庭支援センター長
事務局	三輪 秀子	子ども家庭部子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター係長
事務局	遠藤 教子	子ども家庭部子ども家庭支援センター 発達支援係長
事務局	井上 果奈	子ども家庭部子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター係主事

## ➡3 会議経過

	開催日	検討内容等
第1回	6月15日	・委員辞令交付及び自己紹介 ・計画の位置づけ、策定までの経過、立川市の発達支援における現状と課題について事務局より説明 ・立川市における発達支援のあるべき姿について
第2回	7月13日	・立川市の発達支援に求められる7つの機能について
第3回	9月7日	・第2次特別支援教育実施計画の策定検討状況について ・立川市の発達支援に求められる8つの機能について
第4回	11月9日	・第2次特別支援教育実施計画の策定検討状況について ・立川市発達支援計画（案）について
第5回	12月14日	・立川市発達支援計画（素案）について ・パブリックコメントの募集について

## ➡4 パブリックコメント

### (1) 募集期間

平成28年12月19日（月）～平成29年1月13日（金）

### (2) 意見募集の結果

15名 77件

### 提出種類別

区分	種 別					合 計
	はがき	ファクス	Eメール	HPフ ォ ー ム	来所	
提出者数	0	0	14	0	1	15

### 項目分野別

分 野 等	件 数
立川市発達支援計画全体に関する事	0
分 野 等	件 数
立川市発達支援計画合計	77
第1章 計画の策定にあたって	0
第2章 本市の状況について	0
第3章 本市における発達支援の現状と課題	1
第4章 本市の発達支援における理念	0
第5章 8つの機能の役割	34
分野の指定なし	42

### ▼5 用語解説

あ 行	アスペルガー症候群	対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動および活動をするという特徴は、自閉症と共通した障害である。アスペルガー症候群（Asperger syndrome）は、明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。
	アセスメントカ	情報収集により、客観的に評価すること。対象者から得た情報と、客観的な事実等により、課題や、支援の必要性の有無を総合的に評価していくこと。

か 行	外来母子通園事業	ドリーム学園で平成5年より実施。発達の気になる子どもとその親を対象に親子で運動遊びや手遊びなどを行う中で、子どもの発達と親子に関わりを促すための事業。おおよそ週1回の実施。平成24年より発達支援親子グループ事業に移行した。
--------	----------	---



か 行 続 き	学習障害	学習障害はLDと略されることもあり、Learning Disorders または Learning Disabilities の略語とされている。全般的な知的発達に遅れはないのに、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、おこなったりすることに著しい困難がある状態をいう。
	教育相談	立川市第2次特別支援教育実施計画の用語解説では、中学校学習指導要領解説（特別活動編）から引用して、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」としている。本市の教育支援課では、教育相談員（臨床心理士）が、市内の幼児、小学生、中学生、高校生とその保護者を対象に、不登校や進路、落ち着きがない、勉強の遅れ、学校での人間関係などの養育上や教育上の保護者の心配ごとや、子ども自身の悩みについて、相談を受けている。必要に応じて、カウンセリングや遊戯療法、箱庭療法等による心理療法、助言を行いながら、悩みや問題解決を支援している。また、他機関の紹介や情報提供も行う。
	言語聴覚士（ST）	言語聴覚士は、「言語聴覚士法」にもとづく国家資格。同法において、「音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う」とされている。また、言語聴覚士はST（Speech Therapist）とも呼ばれる。
	広汎性発達障害	広汎性発達障害（Pervasive Developmental Disorders = PDD）は、自閉症、アスペルガー症候群など、社会性やコミュニケーション能力などの発達遅滞を特徴とする発達障害の総称。
	子育てひろば	子どもの遊びの場、保護者の出会いの場として、乳幼児の親子で交流する場所。スタッフが、子育て相談や、子育てに関する楽しい講座やイベントも行う。本市では児童館や学習館、保育所などに13カ所設置。市民団体等による民間の子育てひろばは3カ所ある。出張・出前の子育てひろばも実施している。
	5歳児相談	社会性の成長発達が現れる年中児（5歳）を対象に、子どもの通園している保育園・幼稚園に専門相談員が出向き、希望した保護者からの相談を行うもの。成長発達に偏りやつまずきがありながら、適切な支援につなげていない子どもを少なくするため、気軽に成長発達相談を受けられるよう本市では平成26年6月より実施。

さ 行	作業療法士（OT）	作業療法士は、「理学療法士及び作業療法士法」にもとづく国家資格。同法において、「身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせる」とされている。また、作業療法士はOT（Occupational Therapist）とも呼ばれる。
	サポートファイル	子どもが生まれてからの成長の過程や生活の様子などを保護者自らが記録するファイルのこと。保育所や小中学校へ入園入学する際や医療機関、相談機関等で子どもの相談をする際などに担当者にファイルを提示することで、子どもの日頃の様子や相談・支援の経過を伝えることができ、適切な支援につながりやすくなる。
	心理相談	乳幼児健康診査後に、発達心理、児童臨床心理の立場から専門相談員（臨床心理士等）により子どもの発達・成長に関する相談を行う。本市では、健康会館で健康推進課が実施。
	児童発達支援	児童福祉法に基づき、集団療育や個別療育が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。利用するには、①主治医や市の発達相談等で利用の適否について相談する（障害手帳か意見書が必要）。②事業所に空き情報等を問い合わせで見学を行う。③事業所の利用が決まったら、障害福祉課へ申請する。④障害児支援利用計画案（相談支援事業者が作成）を提出し、受給者証を取得して利用する。所得に応じて利用料（自己負担）がかかる。
	自閉症	自閉症とは、次の三つの特徴をもつ障害で、3歳までには何らかの症状がみられる。 （1）対人関係の障害 （2）コミュニケーションの障害 （3）限定した常同的な興味、行動及び活動 最近では、症状が軽くても自閉症と同質の障害のある場合、自閉症スペクトラムと呼ばれることがある。（スペクトラムとは「連続体」の意味。）
	就学支援シート	支援や配慮が必要な子どものスムーズな小学校の就学、そして豊かな学校生活を送ることができるよう、子どもの様子や指導の手立て・手がかり、就学後も引き継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、就学前機関から小学校等へ引き継いでいくシートのこと。本市では、保護者の記入欄と、幼稚園・保育園等の記入欄がある。保護者が教育支援課に提出し、就学先の学校に提供される。

さ 行 続 き	就学相談	心身や発達のことでの心配のある子どもの就学に対して、どのような教育環境が良いか相談すること。本市では、就学相談員と保護者の面談、子どもの行動観察、発達検査などを行う。希望により、特別支援学級や特別支援学校の見学・体験ができる。専門家等による審議を経て、子どもに必要な支援や望ましい就学先が保護者に提案される。また、相談の経過や資料は、就学支援ファイルとして就学先に引き継がれる。就学後に就学先の変更をする場合は転学相談を行う。子ども未来センターで教育支援課が実施。
	巡回保育相談	市内の保育園や幼稚園の保育士や幼稚園教諭を対象に、年2～3回、専門相談員が各園に出向いて、発達に課題のある園児への対応や指導内容についてアドバイスを行う。
	障害児相談支援事業者	児童福祉法に基づき、障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画を作成を行う事業者。その後は、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う。
	情緒障害	情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障が出る状態。
	すこやか相談	言葉が出ない、成長や発達について心配があるなどの場合に専門相談員（臨床心理士等）が応じる。事前予約制。本市では、健康会館で健康推進課が実施。
	スクリーニング項目	ふるいわけるという意味。症状の出ていない病気や、みづかりにくい障害等がある可能性の高い個を発見するための項目。

た 行	第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン(立川市次世代育成支援行動計画)	立川市独自の子どもに関する総合計画で、次世代育成支援対策推進法に基づく市の行動計画を包含している。また、第4次長期総合計画前期基本計画の児童福祉施策の個別計画。計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間。
--------	-------------------------------------	--

た 行 続 き	注意欠陥多動性障害(A DHD)	<p>注意欠陥多動性障害 (AD/HD :Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder) は、ADHD と表記されることもある。注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。この3つの症状は通常7歳以前にあらわれる。</p> <p>(1) 多動性 (おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手であろうろしてしまったりする)</p> <p>(2) 注意力散漫 (うっかりして同じ間違いを繰り返してしてしまうことがある)</p> <p>(3) 衝動性 (約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいらいらしてしまうことがよくある)</p> <p>一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期であるが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれている。</p>
	ドリーム学園	<p>心身の発達に遅れの見られる未就学児を対象に、それぞれの子どもの持っている潜在的な能力を引き出しながら、心身の発達を促すとともに、社会性・適応性を育むため、総合的な療育訓練を行う立川市の施設。定員 25 名。遠足や運動会などの行事があり、週 5 日間の登園を基本とする。通園バスあり。児童福祉法の児童発達支援。</p>

な 行	ネグレクト	<p>無視する、放置するという本来の語源から、子どもの衣食住や、医療などの世話を怠り放任している状況のこと。育児放棄。</p>
--------	-------	---

は 行	発達支援親子グループ 事業	<p>ドリーム学園で実施していた外来母子通園事業を子ども未来センター (平成 24 年度～) とひまわり子育てひろば (平成 25 年度～) で実施。未就学の発達の気になる子どもとその親を対象に親子で運動遊びや手遊びなどを行う中で、子どもの発達を促し、保護者に子どもへの望ましい関わり方を伝える。おおよそ週 1 回の実施。</p>
	発達相談	<p>心身や発達のことで心配のある子どもの保護者に対して、専門相談員 (臨床発達心理士等) が、保護者の話を伺い、子どもの遊びの様子などから、年齢に応じた必要な支援の手立てを一緒に考え、アドバイス (1 回 50 分程度) をする。来所相談は予約制。他機関の紹介や情報提供も行う。本市では、子ども未来センターで、子ども家庭支援センター発達支援係が相談窓口となっている。</p>
	ベビープログラム	<p>初めて赤ちゃんを育てている母親と 0 歳児と一緒に参加し、親子の絆づくりや、参加者同士の子育て仲間としての出会いを目的としたプログラム。カナダ生まれのノーバディーズパーフェクトプログラムから派生した日本生まれの親支援講座。</p>

は 行 続 き	ペアレントトレーニング	保護者が子どもの特性を理解し、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。子どもの行動に着目し、かかわり方により、望ましい行動を増やし、望ましくない行動を減らしていく手法を、複数回の連続した講義やワークをグループで行う。
	保育コーディネーター	早期からの発達支援として、保育園の中で特別支援コーディネーターの役割を果たす保育士のこと。本市では、平成 27～28 年に認可保育園各園において早期発達支援の養成講座を受講した。
	保育所児童保育要録	保育園と小学校をつなぐ子どもの育ちを支える資料として、小学校に就学する保育園児童全員を対象に、各保育園が作成し、3月上旬に就学先の小学校等に送付するもの。内容はお子さんの育ちや養護、教育に関わることなどで、厚生労働省の「保育所保育指針」により作成が義務付けられている。希望により保護者は各保育園で閲覧可。
	放課後等デイサービス事業	児童福祉法に基づき、学校（幼稚園、大学を除く）に通学中の障害児を対象に、放課後等において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。また、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。利用するには、①主治医等に利用の適否について相談する（障害手帳か診断書が必要）。②事業所に空情報等を問い合わせで見学を行う。③事業所の利用が決まったら、障害福祉課へ申請する。④障害児支援利用計画案（相談支援事業者が作成）を提出し、受給者証を取得して利用する。所得に応じて利用料（自己負担）がかかる。

や 行	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童等の早期発見や適切な支援を目的に各関係機関等が連携し、情報の共有を行う場のこと。本市では、立川市子ども支援ネットワークをいう。
--------	--------------	--

ら 行	理学療法士（PT）	理学療法士は「理学療法士及び作業療法士法」にもとづく国家資格。同法において「身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること」とされている。また、理学療法士はPT（Physical Therapist）とも呼ばれる。
	療育	知的障害や発達障害などの障害をもちつつ成長する子どもに対して、発達を促し、持っている力を伸ばすための遊びや運動、教育、社会生活をおくりやすくする取り組みのこと。グループで行う集団療育やマンツーマンで行う個別療育などがある。

参考資料：国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センターホームページ

# 立川市発達支援計画

平成 29 (2017) 年 3 月

作成 立川市子ども家庭部子ども家庭支援センター

〒190-0022 東京都立川市錦町 3-2-26

TEL 042-528-6871

FAX 042-528-6875

E-mail [kodomokateishien@city.tachikawa.lg.jp](mailto:kodomokateishien@city.tachikawa.lg.jp)